

第4次日向市文化振興計画 (2025～2033)



令和7（2025）年3月

日向市

目 次

第1章 文化振興計画の策定にあたって

1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	2
4 文化芸術の範囲.....	3

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 国、県の動向.....	4
2 社会環境.....	5
3 市民の文化芸術に対する意識.....	10
4 文化団体ヒアリング.....	14
5 アンケート・ヒアリングから明らかとなった課題.....	16

第3章 計画の体系

1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	18
3 基本方針・基本施策.....	20

第4章 重点プロジェクトと目標値、推進体制

1 重点プロジェクト.....	32
2 評価指標.....	33
3 推進体制.....	34

資料編.....	35
----------	----

第1章 文化振興計画の策定にあたって

1 計画の目的

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するために、必要不可欠なものです。

本市では、文化芸術振興の指針として平成 15（2003）年 3 月に「日向市芸術文化振興計画」を策定し、平成 18（2006）年 2 月の旧日向市と旧東郷町との合併等の情勢の変化を反映するため平成 22（2010）年 3 月に新たな「日向市芸術文化振興計画」へと改定しました。そして、平成 29（2017）年 6 月には「日向市文化振興計画」に改定し、基本理念として掲げた『ふるさとの歴史や文化を次世代へ継承し、地域への愛着と誇りが持てるまちづくり』の実現に向けて、4 つの基本方針（「芸術文化活動の推進」、「文化施設の整備と活用」、「文化財等の保存・継承・活用」、「地域の先人の顕彰と活用」）のもと、様々な施策を推進してきました。

しかしながら、令和 2（2020）年 1 月以降の国内における新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な文化芸術活動が制限され、本市においても多くの文化芸術に関するイベントや個人・団体の活動が自粛・縮小を余儀なくされました。令和 5（2023）年 5 月に同感染症の感染症法上の位置付けが、2 類相当から 5 類に移行したことにより様々な活動・イベントが再開されましたが、コロナ禍前の状況までには回復していません。

加えて、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、文化芸術の継承、担い手の確保が一層厳しくなりつつあります。

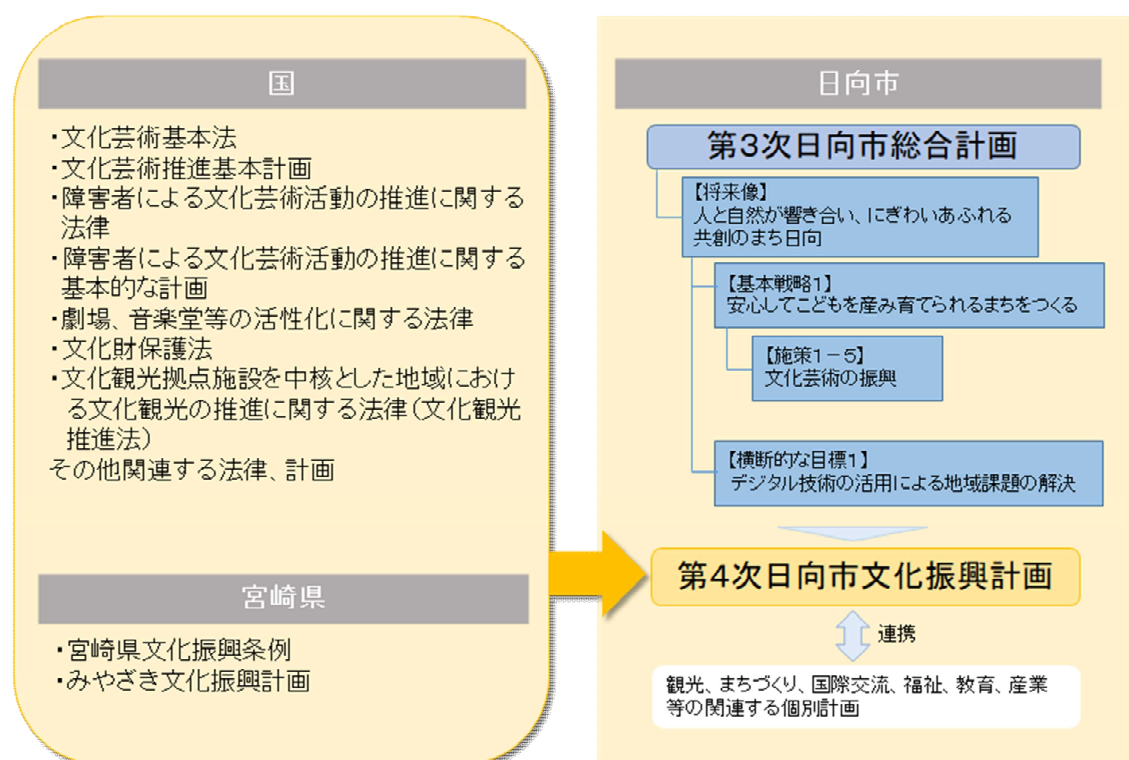
また、この間、国において「文化芸術基本法」の改正や、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定などが行われたほか、県においても「みやざき文化振興計画」の策定がなされ、文化芸術を活かした観光や産業の振興等、新たな観点からの施策展開が求められています。さらに、令和 3 年度には本県において「第 35 回国民文化祭・第 20 回全国障害者芸術・文化祭」も開催され、郷土の魅力に気付く契機となるとともに、文化振興の気運を高めることにもつながりました。

このような社会環境の変化を踏まえ、今後の本市における文化芸術の振興に関する施策の方向性を示すとともに、計画的に施策を推進するため、新たな「第 4 次文化振興計画」を策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、関連する法律や県の計画等を踏まえつつ、本市の最上位計画である「第3次日向市総合計画」（以下、「第3次総合計画」という。）における文化芸術振興をより具体化するための計画として位置付けられています。

また、文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての位置付けも有するものとしています。



3 計画期間

文化芸術の振興にあたっては、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講じていく必要があることから、第3次総合計画における計画期間に合わせ、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間を本計画の計画期間とします。

また、計画期間の4年目となる令和10（2028）年度には、市民アンケート等を実施し中間評価を行うとともに、諸情勢の変化や新たな課題等への対応について必要な見直しを行うこととします。

年 度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
第3次 日向市 総合計画	基本構想(8年間)							
	前期基本計画(4年間)				後期基本計画(4年間)			
第4次 日向市 文化振興 計画	4年間				見直し	4年間		

4 文化芸術の範囲

本計画で対象とする文化芸術は、基本的に「文化芸術基本法」で例示されている分野を中心にしながら、今後新たに生まれる文化芸術の分野や表現にも柔軟に対応していくこととします。

表 1-1 文化芸術基本法に例示された文化芸術の分野

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、吟詠・謡曲、その他の日本古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化、その他生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋、その他国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

1. 計画策定にあたって

2. 現状と課題

3. 計画の体系

4. 重点プロジェクト等

5. 資料編

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 国、県の動向

平成 29（2017）年以降の国や県における文化芸術振興に関連する法律や条例の制定・改正、計画策定の経緯は表 2-1 のとおりです。また、主な法改正等の概要については、以下のとおりです。

表 2-1 国や県における法改正、条例制定等の経緯

時期		法改正、条例制定、計画策定
平成 29（2017）年	6 月	・ 日向市文化振興計画策定
		・ 文化芸術基本法 改正
平成 30（2018）年	3 月	・ 文化芸術推進基本計画（第 1 期）策定
		・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定
令和 2（2020）年	4 月	・ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の制定
令和 3（2021）年	4 月	・ 文化財保護法の改正
令和 4（2022）年	3 月	・ 宮崎県文化振興条例の公布・施行
令和 5（2023）年	3 月	・ 文化芸術推進基本計画（第 2 期）策定
	6 月	・ みやざき文化振興計画の策定

「文化芸術基本法」の改正

- ・ 法律の名称が「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に改められ、前文、基本理念及び基本的施策などが改正されました。
- ・ 年齢、障がいの有無、経済的な状況に関わらず等しく文化芸術の鑑賞等ができることや、文化芸術の振興と観光、まちづくりなどの関連分野における施策とを連携することなどが法の基本理念として掲げられています。
- ・ 基本的施策として、食文化の振興や地域振興を図る芸術祭への支援、芸術家等の養成及び確保のため教育訓練等の人材育成への支援などが追加されています。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

- ・ 障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がいのある人による文化芸術活動を幅広く支援することが基本理念として掲げられています。
- ・ 基本的施策として、文化芸術鑑賞において字幕・音声ガイド・手話等での説明の提供や、障がいのある人による文化芸術作品の発表機会の確保などが明記されています。

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

- ・地域における文化観光の拠点となる施設や施設周辺地域における様々な文化観光事業（文化に対する理解を深めるガイドツアー事業、拠点施設内のバリアフリー化・キャッシュレス化、文化体験と宿泊のパッケージツアーの企画など）に対する支援の重要性と支援内容が明記されています。

「文化財保護法」の改正

- ・文化財の滅失や散逸の防止、未指定を含めた文化財のまちづくりへの活用などを推進するため、市町村や文化財の所有者・管理団体が文化財の保存・活用に関する計画を作成することで、国に対する手続きが簡素化・弾力化されるように一部改正されました。

「みやざき文化振興計画」の策定

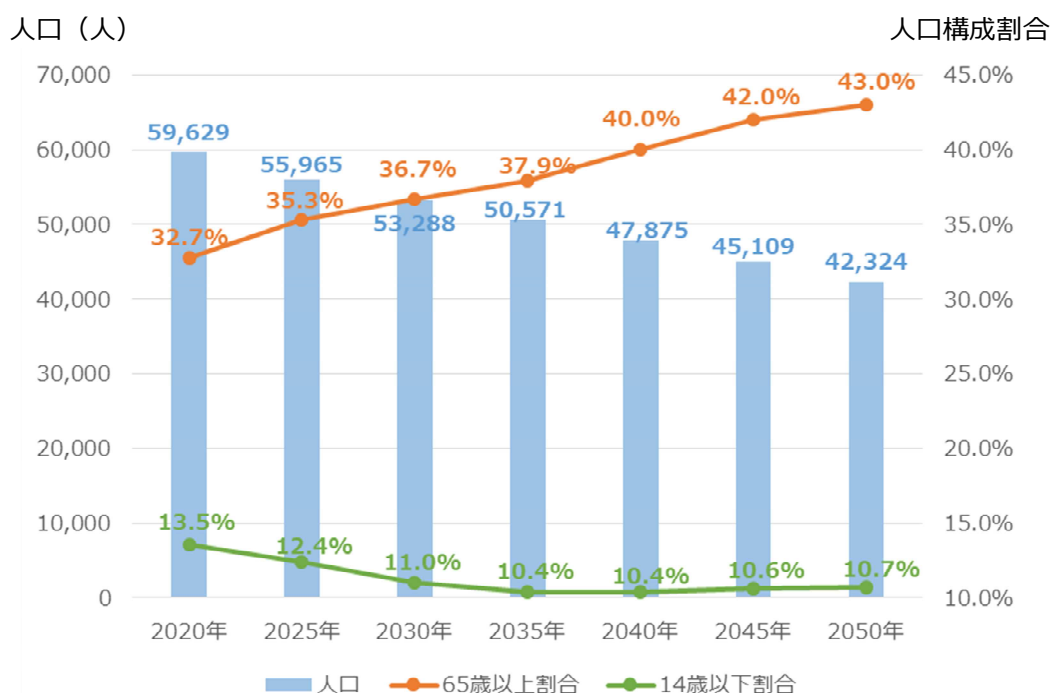
- ・宮崎県文化振興条例に基づき、文化の振興等に対する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
- ・基本施策として、「文化を実感できる環境づくり」、「文化を支え、育む人づくり」、「文化を活用した地域づくり」が掲げられ、それらの具体的な施策として、文化に対する理解の醸成や障がいのある人・高齢者の文化活動の充実、文化資源を活用した観光及び産業の振興などが明記されています。

2 社会環境

（１）人口減少・少子高齢化の進展

国立社会保障・人口問題研究所の令和 5（2023）年推計によると、本市の人口は令和 12（2030）年には 5.3 万人となり、高齢化率は約 37%に達するなど、人口減少・高齢化がより一層進行する見通しとなっています。

本計画の策定に当たり、市内の文化団体に行ったヒアリングにおいて、活動を継続していく上での課題として、会員の高齢化や新規加入者の減少を挙げた団体が数多くあったことを踏まえると、文化芸術の継承、担い手の確保が今後一層厳しくなるものと予想されます。



参考) 国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

図 2-1 日向市の人口・年齢構成割合の将来見通し

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の感染者が、令和2(2020)年1月15日に国内で初めて確認されて以降、感染が全国に拡大しました。国は、同感染症の感染症法上の位置付けを2類相当とし、国民に対してはマスク着用、3密(密閉、密集、密接)回避等の行動制限が求められました。

国の「文化芸術推進基本計画(第2期)」では、同感染症により文化芸術イベントの中止、延期、規模縮小や人々の行動自粛により、文化芸術を専門的に支える個人や文化芸術団体等による文化芸術活動等の減少をはじめ、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校における子どもの文化芸術活動の減少など極めて甚大な影響を受けたと指摘しています。

令和5(2023)年5月8日に同感染症の感染症法上の位置付けが5類へと移行し、文化芸術活動も再開していましたが、現在もコロナ禍前の水準にまで戻ったとは言えない状況にあります。

(3) 第35回国民文化祭・第20回全国障害者芸術・文化祭の開催

令和3（2021）年7月から10月にかけて本県において「第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」が開催されました。当初、令和2年度に開催が予定されていましたが、コロナ禍により1年延期された上で開催されたものです。

県や各市町村において事業が実施され、本市においても「日向日向散歩」^{ひゅうがひなた}「お船出ものがたり異聞」など分野別フェスティバル9事業のほか、関連事業が実施されました。全国規模の文化イベントが開催されたことにより、郷土の魅力に気付く契機となるとともに、文化振興の気運を高めることができた一方で、コロナ禍により計画されていた事業が中止されたり、開催後も感染拡大防止のための行動制限が続くなど、開催効果を最大限生かせなかった課題も残りました。

(4) デジタル技術の革新 society5.0

デジタル化の進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション（DX^{※1}）の進展やAI^{※2}・IoT^{※3}等の技術革新が、働き方や生活様式等に変化をもたらしています。

公共サービス等の様々な分野での活用が進むことにより、少子高齢化や経済格差などの社会的課題を解決する手段となることも期待されており、このような技術革新が進んだ近未来を「Society5.0^{※4}」と呼びます。

文化芸術分野においても活動形態やニーズにも大きな影響を与えており、表現形態の多様化、幅広い創造空間の実現のほか、鑑賞や発信方法の幅も広がっています。「Society5.0」時代を見据えた、子どもの文化芸術活動の促進に向けたICT^{※5}の効果的な活用に努めるなど、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化振興政策の展開が求められています。

※1 DX:Digital Transformation の略。進化したデジタル技術を活用し、ビジネスだけでなく人々の生活をより良い方向へ変化させること。

※2 AI:Artificial Intelligence の略。人工知能。

※3 IoT:Internet of Things の略。あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術。

※4 Society5.0:サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。

※5 ICT:Information and Communication Technology の略。情報通信技術。インターネットを活用し、情報をやり取りする技術のこと。

（５）多様性（ダイバーシティ）と包摂性（インクルージョン）への関心の高まり

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※6」にて記載された、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標として持続可能な開発目標（SDGs※7）が掲げられました。

グローバル化※8や少子高齢化の進行等を背景に持続可能な社会の在り方が問われる今、多様な人々が共存し、互いに尊重し合う社会の実現が求められています。「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、SDGs の達成への取組が広がっています。

SDGs の教育分野には「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」と記されており、年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが文化芸術と関わる機会を創出するなど、SDGs の理念を踏まえた取組を進める必要があります。

（６）文化施設の老朽化

本市の文化施設の多くは、施設自体及び付属設備の老朽化が進行しています。

また、日向市歴史民俗資料館等の古い木造の建造物を活用した施設では冷暖房設備が未設置であったり、通路等に段差がある箇所もあります。



日向市歴史民俗資料館

市の財政状況が厳しくなる中で、適切な維持管理や計画的な修繕・設備の更新等について検討していくことが必要です。

※6 2030 アジェンダ:2000 年の国連ミレニアム・サミット（英語版）で策定されたミレニアム開発目標（MDGs）が 2015 年で終了することを受け、国連が向こう 15 年間（2030 年まで）の新たな持続可能な開発の指針を策定したもの。

※7 SDGs:国連の持続可能な開発のための国際目標であり、17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）からなるもの。

※8 グローバル化:政治経済、文化など、様々な側面において従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

(7) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催

令和 9（2027）年に本県において第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会が開催されます。

本市は、バレーボール、バスケットボール、軟式野球、ソフトボール等の競技会場となっているほか、近隣市町村も様々な競技の会場となっています。多くのアスリートや関係者、観客、報道関係者が本市を訪れることから、本市の文化芸術を発信する絶好の機会になるものと考えられます。



1. 計画策定にあたって

2. 現状と課題

3. 計画の体系

4. 重点プロジェクト等

5. 資料編

3 市民の文化芸術に対する意識

文化に対する市民、高校生、文化団体の意見を把握し、計画策定の参考とするため、令和6（2024）年1～3月にアンケートを実施しました。なお、その対象は、市民アンケートは本市在住の18歳～79歳で無作為抽出された2,000人、高校生アンケートは日向高校、富島高校、日向工業高校の2年生、文化団体アンケートは本市内の36団体（文化連盟加盟団体29、非加盟団体7）です。

表2-2 アンケート票の配付・回収状況

	配付数	回収数	回収率
市民アンケート	2,000	653	32.7%
高校生アンケート	425	313	73.6%
文化団体アンケート	36	26	72.2%

（1）文化芸術に関する情報の入手先（市民・高校生）

文化芸術に関する情報の入手先として、高校生及び市民いずれもテレビの回答割合が高くなっています。また、市民については、市広報紙やチラシ・ポスターを情報の入手先としている割合も高くなっています。

一方、高校生は、市民に比べSNS※9、特にInstagramの回答割合が高いのが特徴です。市民アンケートでの30代以下の世代もInstagramを情報の入手先としている回答割合は高い結果でした。

（資料編 p.38 参照）

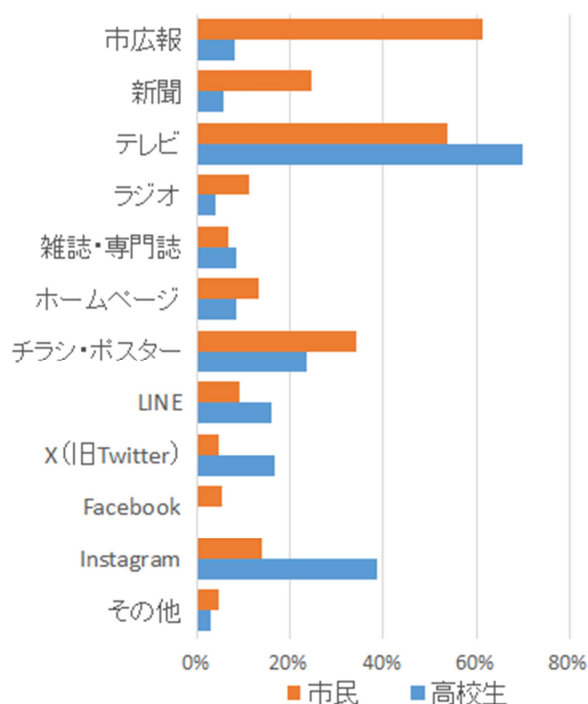


図2-2 文化芸術に関する情報の入手先
（複数回答可）

※9 SNS：Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通じて、社会的ネットワークを構築するサービス。

(2) 文化芸術の鑑賞について（市民・高校生）

① 昨年 1 年間に市内文化施設で鑑賞した文化関係の公演・展示

昨年 1 年間に市内文化施設で鑑賞した文化関係の公演・展示についてたずねた質問に対し、「ない」の回答割合が高校生・市民いずれも 60%を超えています。（資料編 p.38 参照）

【ジャンルの内容】

音楽：太鼓・邦楽・洋楽・歌唱等

伝統芸能：神楽・民俗芸能等

美術：絵画・彫刻・工芸・書・写真等

伝統文化：華・茶等

舞踊：邦舞・ダンス等

演芸：落語・漫才・漫談・講談・浪曲・寄席演芸等

演劇：伝統演劇・現代劇・ミュージカル・オペラ等

文学：短歌・俳句等

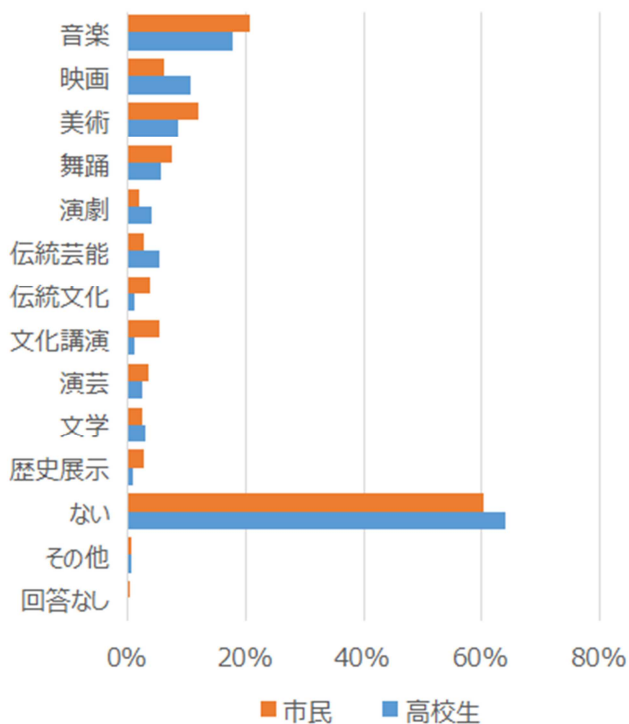


図 2-3 昨年 1 年間に市内文化施設で鑑賞した文化関係の公演・展示（複数回答可）

② 文化関係の公演・展示等を鑑賞していない理由

昨年 1 年間に市内文化施設で鑑賞した文化関係の公演・展示について、「ない」と回答した人に対しその理由をたずねたところ、「興味がない」、「きっかけがない」、「時間がない」が高い回答割合となっています。（資料編 p.39 参照）

③ 今後鑑賞したい文化関係の公演・展示

今後鑑賞したい公演等についてたずねた質問に対し、「音楽」、「映画」、「美術」、「演劇」、「演芸」が高い回答割合となっています。これらに関心を持っている市民が一定数いることが分かります。（資料編 p.40 参照）

(3) 自分自身で行う文化活動について（市民・高校生）

①日頃の文化活動

日頃行っている文化活動についてたずねた質問に対し、「行っていない」との回答が高校生・市民いずれも最も高い回答割合となっており、60%を超えています。

先に見たように、市内文化施設で文化関係の公演・展示の鑑賞や、日常的に文化活動を行っている人は少なく、市民の文化芸術に対する関心が低いことが読み取れます。（資料編 p.39 参照）

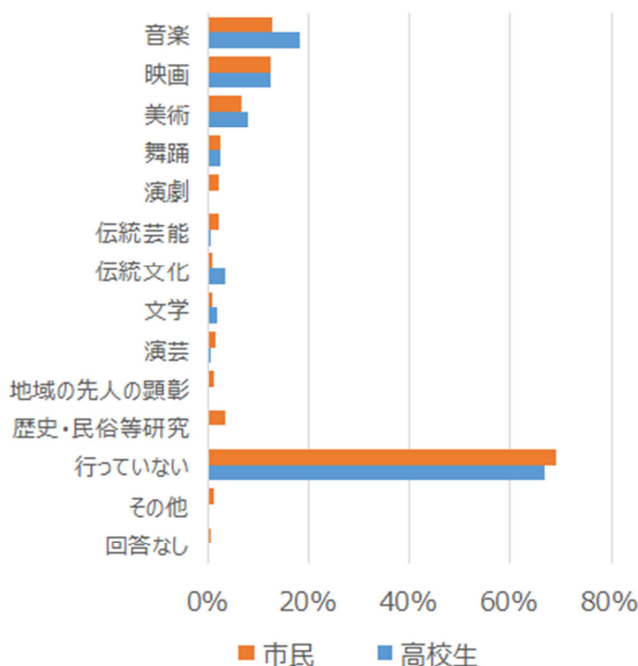


図 2-4 日頃行っている文化活動
(複数回答可)

②日頃、文化活動を行っていない理由

日頃行っている文化活動について、「行っていない」と回答した人に対しその理由をたずねたところ、「興味がない」、「きっかけがない」、「時間がない」が高い回答割合となっています。（資料編 p.40 参照）

③今後取り組んでみたい文化活動

今後取り組んでみたい文化活動について、高校生及び市民いずれも「ない」が最も高い回答割合となっています。

先に示した「今後鑑賞したい文化関係の公演・展示」の回答結果と併せて考えると、今後の文化芸術に関する活動として、自分自身で何らかの活動を行うよりは、鑑賞の方に興味を持つ人が多いことが読み取れます。（資料編 p.41 参照）

(4) 日向市の文化を豊かにするための取組（市民・高校生・文化団体）

本市の文化を豊かにするための取組として、「学校での文化教育」、「子どもたちへの文化継承活動」、「行政の文化団体への支援」については、高校生・市民・文化団体いずれにおいても高い回答割合を示しています。また、「市民文化の発表・鑑賞の場の提供」、「一流の文化に触れる機会の提供」、「指導者の育成」については市民・文化団体において高い回答割合を示しています。

一方、「情報発信」については、高校生・市民では高い回答割合であるものの、実際に活動を行っている文化団体においては回答割合がゼロとなっています。

表 2-3 日向市の文化を豊かにするための取組（複数回答可）

	高校生	市民	文化団体
行政の文化団体への資金支援	21%	24%	58%
市民文化の発表・鑑賞の場の提供	18%	22%	38%
一流の文化に触れる機会の提供	18%	36%	35%
企業・個人の文化支援	11%	13%	8%
学校での文化教育	25%	38%	35%
子どもたちへの文化継承活動	22%	39%	54%
指導者の育成	11%	27%	27%
練習、創作の場所の確保	13%	10%	12%
歴史文化の保存、研究	7%	14%	8%
伝統文化の発掘・継承	9%	11%	12%
自然保護	17%	26%	8%
文化団体の連携強化	5%	10%	8%
情報発信	28%	35%	0%
その他	0%	2%	15%
回答なし	0%	3%	12%

：回答割合が20%以上

先に見たように、市民・高校生が文化関係の公演・展示の鑑賞や、文化活動を行っていない大きな理由の一つとして、「きっかけがない」が挙げられていたことを踏まえると、文化団体からの情報発信は重要であると考えられます。（資料編 p.43 参照）

(5) 文化財について（市民）

① 興味のある文化財

興味のある市内の文化財をたずねたところ、いずれの年代も「大御神社」、「民俗文化財（ひょっとこ踊り、神楽等）」の回答割合が高くなっています。また、「美々津の町並み」は10代を除く年代で、「日向岬の柱状節理」については50代以上で回答割合が20%以上となっています。市民が興味のある文化財が特定のものに偏っている傾向があります。（資料編 p.45 参照）

②文化財に親しむための取組

市民が文化財に親しむために必要な取組として、市の広報紙やテレビ・ラジオ、チラシ・ポスター等の従来型の情報媒体に加え、SNSでのPRを回答している割合が高くなっています。

また、「学校等で公開、講座をする」の回答割合も高いことが見て取れます。出前講座などアウトリーチ※10活動が求められていると考えられます。（資料編 p.46 参照）

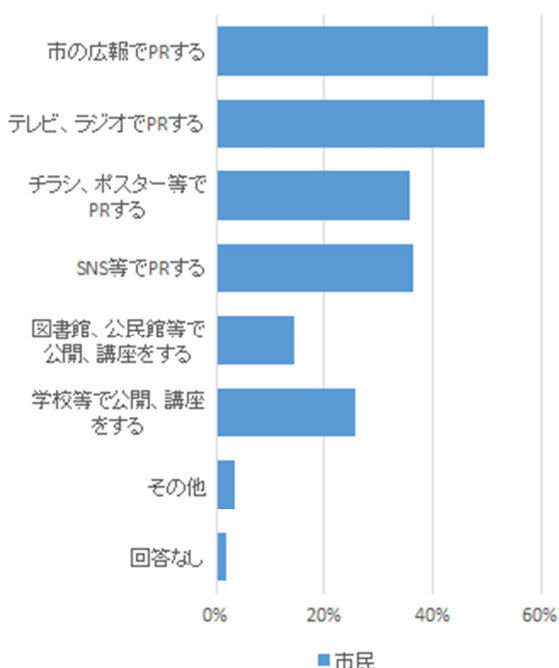


図 2-5 文化財に市民が親しむための取組
（複数回答可）

4 文化団体ヒアリング

文化芸術に関する関係団体が抱える課題や文化振興策に対するニーズを把握するためヒアリング調査を実施しました。

文化団体へのヒアリングは、各ジャンルから1団体程度を対象とし15団体に行いました。ヒアリングにおいて出された主な意見を表2-5に示します。

表 2-4 ヒアリング実施団体

ジャンル	団体名	ジャンル	団体名
舞踊	日向市舞踊連盟	邦楽	日向市三曲会
民謡	宮崎県民謡会日向支部		日向市和太鼓連盟
吟詠・謡曲	宮崎吟詠会	洋楽	日向市民吹奏楽団
洋舞・演劇	日向 DC 事務局	書道	日向市書道協会
美術・工芸	日向市美術協会	写真・映写	日向市写真協会
茶道	日向市茶道連盟	華道	日向市華道連盟
盆栽・花卉	日向市寒蘭同好会	短歌・俳句	日向市俳句会連合会
歴史文化遺産研究	日向市史談会		

※10 アウトリーチ：芸術家や企画者側が小中学校等の様々な場所に出向いて、対外的な体験活動の機会を提供する取組。

表 2-5 ヒアリングで出された主な意見

ヒアリング項目	主な意見
団体の活動を継続していく上での課題	○会員関係 ・会員や指導者の高齢化の進行。 ・会員数の減少。 ・伝統文化親子教室に参加した子どもに教室終了後も継続して関わってもらうことが課題。 ・小学生以下で始めても中学生になると部活で辞めていく。 ○資金関係 ・活動資金の確保に苦慮。 ・大会開催費用や事務作業の負担が重い。
今後取り組んでみたいこと	○イベント関係 ・様々な文化芸術の分野・団体とコラボレーションしたい。 ○後継者育成関係 ・小中学校で子どもたちに教えたい。子どもたちの育成に取り組みたい。
市民の文化芸術に対する関心を高めるために必要なこと、本市の文化芸術を生かした地域活性化のアイデア	○広報関係 ・市美展等の PR を積極的に行い、市民に周知する。 ○イベント関係 ・ワークショップなど実際に体験できる機会が必要。 ・子どもが文化や芸術に触れる機会をつくる。 ・地区などの小規模単位で文化芸術に関する普及活動を行う。 ・総合文化祭等で色々なジャンルがコラボレーションする。 ・文化芸術に関心を持つようなイベントの開催。 ・公民館での講座が裾野を広げる上で有効である。
行政に対する要望	○広報関係 ・市美展等のイベントに関する PR や、マスメディアを活用した文化芸術に関する情報発信など、PR・情報発信に力を入れて欲しい。 ○支援関係 ・文化芸術に関する市や団体等が行うイベントについて、支援を強化してもらいたい。 ・文化施設の利用料金（使用料金）の軽減が図れないか。 ○イベント・後継者育成関係 ・小中学校で子どもたちに教える機会がほしい。 ・子どもたちも気軽に始められるワークショップなどの取組をしてもらいたい。 ・市主導で様々なジャンルが集まったイベントを開催してもらいたい。 ○施設関係 ・文化施設や設備の老朽化への対応をお願いしたい。 ・発表や展示を行う機会や場所を増やして欲しい。

1. 計画策定にあたって

2. 現状と課題

3. 計画の体系

4. 重点プロジェクト等

5. 資料編

5 アンケート・ヒアリングから明らかとなった課題

アンケート（市民、高校生、文化団体）及び文化団体へのヒアリング結果より明らかとなった課題について、以下に整理します。

■文化芸術に関心を向ける取組の必要性

昨年1年間に文化芸術の鑑賞を行った経験や、自らの文化活動の経験をたずねた質問において、市民アンケート・高校生アンケートいずれも、鑑賞活動・文化活動ともに6割以上が「行っていない」との回答でした。また、行っていない理由として、「きっかけがない」の回答割合が高くなっています。

一方、今後の鑑賞活動や文化活動への意向をたずねた質問では、市民アンケート・高校生アンケートともに、音楽や映画、美術、演劇、演芸を鑑賞したいという回答割合が高く、自ら何らかの文化活動を行うことに対する意向は低い結果でした。

そのため、市民が文化芸術に触れる機会を創出するため、小中学校等へ芸術家や文化人を派遣するアウトリーチ活動を進めることが必要と考えられます。

■文化芸術に関する情報発信の充実

本市の文化を豊かにするための取組として、市民アンケートでは35%、高校生アンケートでは28%が「情報発信」と回答した一方で、文化団体アンケートでは「情報発信」を挙げた団体はありませんでした。

文化団体ヒアリングにおいて、会員の高齢化や会員数の減少を活動を行っていく上での課題として挙げていることから、情報発信に取り組むまでの余力がないのが現状であると思われます。

また、本市内で活動する芸術家や文化団体についての市民の認知度も高いとは言えない状況にあると考えられます。

そのため、芸術家や文化団体の活動状況等に関する情報発信を充実させることが必要と考えられます。アンケートにおいて文化芸術に関する情報の入手先を、市広報紙、新聞、テレビ・ラジオ、チラシ・ポスター等の従来型の媒体の他に、若者を中心にSNSを挙げている人がいることを踏まえ、媒体の特徴を生かした情報発信方法を検討することが重要です。

■ 子どもたちへの文化教育の充実

本市の文化を豊かにするための取組をたずねた質問に対し、市民アンケート・高校生アンケートともに、「学校での文化教育」や「子どもたちへの文化継承活動」、「自然保護」を回答した割合が高い結果となっています。

また、文化団体へのヒアリングでは、小中学校で子どもたちに教えたいという意向を持つ団体が複数ありました。

これらの結果は、文化芸術や文化財・自然に関して、子どもたちが学校や地域社会の中で学ぶことの必要性を感じている人が多いことを示しており、子どもたちへの文化教育の充実を図っていくことが必要と考えられます。小中学校の教育課程や行事等も非常に過密であり、教員の働き方改革も課題となる中で、どのように進めていくのか研究を行う必要があると思われます。

■ 日向市の文化財に対する関心を高める必要性

市民アンケートでの興味のある文化財をたずねた質問において、「大御神社」、「民俗文化財（ひょっとこ、神楽等）」、「美々津の町並み」、「日向岬の柱状節理」といった観光地・イベントとしても活用が進んでいるものに回答が偏っている結果でした。

各文化財の保存・継承・活用を進める上で、文化財に対する認知・関心を高めていくことが必要と考えられます。

■ 文化団体への支援の必要性

文化団体の行政に対する要望として、「PR・情報発信」、「経済的・人的支援」、「子どもたちへ教える機会の確保」、「発表、展示の場所・機会の創出」、「文化施設、設備の老朽化への対応」に関連する意見が挙げられています。

本市の文化芸術の振興を図る上で文化団体はキーパーソンとなることから、文化団体が抱える課題に対する支援について研究を行う必要があると思われます。

第3章 計画の体系

1 基本理念

年齢や障がいの有無、経済的状況等にかかわらず、市民が文化芸術に親しむ「まち」になること、また、本市の歴史や文化が将来にわたり継承され、新しい文化芸術との融合も生まれ、さらにそれらが観光やまちづくり・産業の発展にもつながるなど、日常生活の中に文化芸術が溶け込んでいる「まち」になることを目指し、本計画の基本理念を次のように掲げます。

多様な人々が参加する“歴史と文化を紡ぐまち ひゅうが”

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つを基本目標とします。

基本目標1：文化芸術に親しむ『環境づくり』～親しむ～

文化芸術は、人間性や創造性を育むとともに、生活に潤いをもたらすなど、人が豊かに生きる上で欠かせないものです。年齢や障がいの有無、経済的な状況等に関わらず、市民が文化芸術に触れ、体感し、そして自ら文化芸術活動を行うことができる環境づくりを進めます。

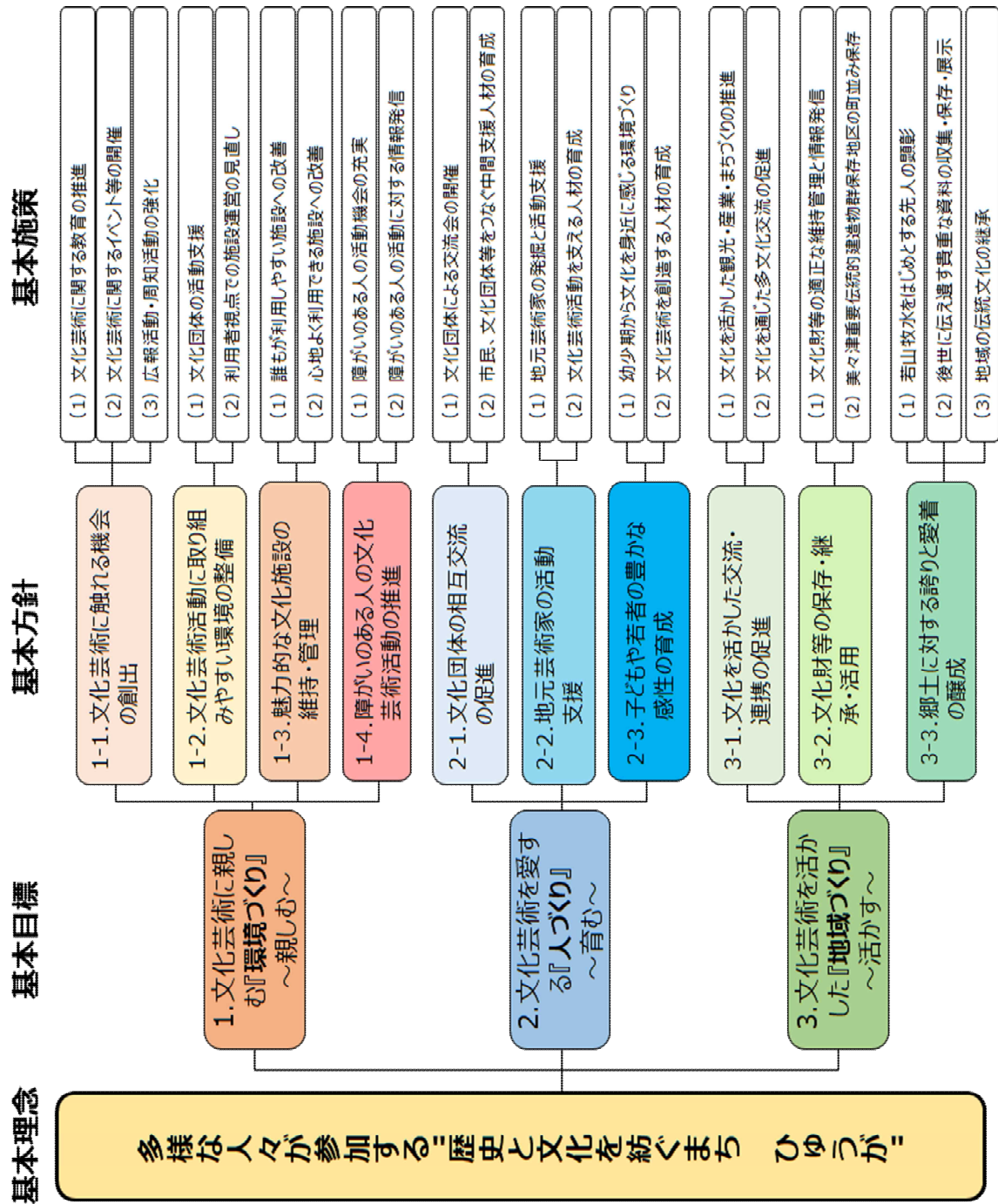
基本目標2：文化芸術を愛する『人づくり』～育む～

文化芸術は、長年にわたり培われてきた社会的な財産です。文化芸術が持続的に発展・継承していくために、子どもの頃から文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を行う人、支える人を育成する人づくりを進めます。

基本目標3：文化芸術を活かした『地域づくり』～活かす～

文化芸術は、観光等の他分野との連携による波及効果を生み出し、地域活性化や共生社会の形成に寄与することが期待されます。また、文化財は地域の歴史、文化などを知る上で欠かせないものであり、地域に対する誇りや愛着を醸成することが期待されます。文化芸術や文化財のこれらの効果を活かした地域づくりを進めます。

図 3-1 施策の体系



1. 計画策定にあたって

2. 現状と課題

3. 計画の体系

4. 重点プロジェクト等

5. 資料編

3 基本方針・基本施策

基本目標 1

文化芸術に親しむ『環境づくり』 ～親しむ～

基本方針 1-1 文化芸術に触れる機会の創出

市民や高校生を対象としたアンケートにおいて、文化芸術に対する関心が低いこと、またその理由として「きっかけがない」が多く挙げられています。このため、市民が気軽に文化芸術に触れる機会を創出します。

基本施策

(1) 文化芸術に関する教育の推進

■小中学校等での文化芸術に触れる取組の実施

- ・小中学生等が文化芸術の重要性について学べるよう、芸術家や文化人を小中学校等に派遣するアウトリーチ事業（出前授業）の充実を図ります。
- ・小中学生等に文化芸術に対する興味・関心を持ってもらうため、体験授業等の実施について小中学校等や文化団体の実施意向を確認し、プログラムを集約するなど双方の調整を図ります。

■文化団体等による文化芸術体験に関する取組の支援

- ・子どもたちが伝統文化を体験し、継承・発展させていくため、伝統文化を体験できる国の伝統文化親子教室^{※11}等の支援事業に関する情報提供を市内文化団体に対して行うとともに、希望する団体には申請や実施等をサポートします。
- ・市民が自ら文化活動を行うきっかけづくりのため、日向市文化交流センターや歴史民俗資料館等における各種講座、ワークショップ等の充実を図ります。

※11 伝統文化親子教室：次世代を担う子どもたちに対して民俗芸能・工芸技術・邦楽・日本舞踊・茶道・華道等の伝統文化に関する活動を、計画的・持続的に体験・修得できる機会を提供する事業で、教室実施型・統括実施型、地域展開型があり、文化団体や地方公共団体等が応募要件となっている。

(2) 文化芸術に関するイベント等の開催

■ 日向市総合文化祭や日向市美術展覧会等の開催

- ・ 市民が文化芸術に触れる機会を確保するため、文化芸術活動に取り組む市民の発表の場である日向市総合文化祭や日向市美術展覧会等を開催します。



日向市総合文化祭

■ 市民のニーズを取り入れた生涯学習講座の企画・運営

- ・ 文化芸術活動を始めるきっかけとなるよう、市民に興味・関心を持ってもらえるような生涯学習講座を企画し実施します。

(3) 広報活動・周知活動の強化

■ 日向市総合文化祭等の広報活動の強化

- ・ 多くの市民が日向市総合文化祭等のイベントに訪れ、文化に触れる機会をつくるため、ポスター等による広報活動や新聞・テレビ等のマスメディアへの情報提供、市公式 SNS、ホームページを通じた情報発信を行います。
- ・ 文化団体や個人が個別に実施している作品展示や発表会、イベント等を多くの市民に知ってもらえるよう、市広報紙や公式 SNS、ホームページでの情報発信やマスメディアへの情報提供を行います。
- ・ 本市の文化の向上発展に顕著な功績を残された個人・団体を顕彰するため「日向市文化賞」を贈ります。また、文化賞の意義や受賞者の功績等を広く知ってもらうため、情報発信・情報提供を強化します。



日向市文化賞授賞式

基本方針 1-2 文化芸術活動に取り組みやすい環境の整備

本市には積極的に文化芸術活動に取り組む文化団体や個人の方がいます。文化芸術の裾野を広げるためには、既に活動している文化団体等がキーパーソンになることから、文化団体等の取組をしやすくするための環境整備を行います。

基本施策

(1) 文化団体の活動支援

■文化芸術イベントに対する支援

- ・市主催の文化芸術イベント（日向市総合文化祭、日向市美術展覧会等）の参加や出品を増やすため、出演団体（個人）や出品者への支援を検討します。
- ・文化団体や個人の活動の活性化のため、展示会・発表会の開催や、音楽・演劇・芸術作品を鑑賞する事業への支援を検討します。
- ・文化団体が主催するイベントの財源確保のため、国等の補助金に関する情報提供や申請を支援します。
- ・多くの市民が文化芸術イベントに参加する機会を作るため、市広報紙等の媒体を活用し、市内文化団体の広報活動を支援します。



日向市美術展覧会

(2) 利用者視点での施設運営の見直し

■文化芸術の活動拠点における魅力的な企画の実施

- ・文化芸術に関する情報発信の場として活用するため、日向市文化交流センターを拠点に、市役所市民ホール、日向市駅周辺等で様々な企画を実施します。

■施設の適切な運営

- ・日向市文化交流センターや中央公民館等の利用者満足度の向上を図り、市民が文化に触れる機会を充実させるため、アンケート等によってニーズを捉えながら、施設の特性を生かした運営に取り組みます。

■ 日向市文化交流センター等の利用方法の検討

- ・ 日向市文化交流センター等の文化関連施設について、受益者負担の公平性も考慮したうえで利用促進のための料金設定の在り方を検討します。
- ・ 市民が文化芸術に触れる機会を増やすため、新たに整備される総合体育館での文化芸術活動における利用方法について検討します。

表 3-1 日向市の主な文化施設

施設名及び所在地	概要	開館
日向市文化交流センター (日向市中町 1 番 31 号)	大ホール(移動席方式 通常 1,157 席、最大 1,619 席)、小ホール(移動席方式 219 席)、楽屋(3 室)、リハーサル室、会議室(66 人収容)、和室(30 人収容)	平成 2(1990)年 1 月開館
日向市東郷地区文化センター (日向市東郷町山陰丙 1325 番地 1)	ホール(固定 500 席)、楽屋(2 室)、郷土資料室、研修会議室	平成 4(1992)年 2 月開館
日向市中央公民館 (日向市中町 1 番 31 号)	ホール(固定 477 席)、研修室(4 室)、視聴覚室、工作室、調理室、和室、レクリエーション室	昭和 56(1981)年 4 月開館
日向市立図書館 (日向市春原町 1 丁目 47 番地)	昭和 40(1965)年建築の旧日向保健所を改修し開館。一般、児童、新聞・雑誌等の各コーナー。学習室、多目的室、おはなしの部屋	平成 9(1997)年 1 月開館
若山牧水記念文学館 (日向市東郷町坪谷 1271)	若山牧水の歌集・遺墨等を中心に展示。第 1 展示室、第 2 展示室、企画展示室	平成 17(2005)年 4 月開館
日向市歴史民俗資料館 (日向市美々津町 3244 番地)	安政 2(1855)年建築。商売の道具や民具等を展示。市指定有形文化財(建造物)	昭和 58(1983)年 6 月開館
まちづくり塾「美々津軒」 (日向市美々津町 3328)	明治期の建築。まちづくりの研修や歴史体験施設。	昭和 63(1988)年 7 月開所
美々津まちなみセンター (日向市美々津町 3331)	明治 17(1884)年建築。案内、休憩施設。	平成 5(1993)12 月開所
日向市細島みなと資料館 (日向市大字細島 803 番地 1)	大正 10(1921)年建築とされる木造 3 階建ての元旅館。秋月種樹の書や民具を展示。市指定有形文化財(建造物)	平成 11(1999)11 月、開館
関本勘兵衛家住宅 (日向市大字細島 691)	明治 12(1879)年建築の商家。市指定有形文化財(建造物)。土地・建物は個人所有。日向市が管理団体。	平成 15(2003)年 7 月、一般公開
中島美術館 (日向市東郷町山陰乙 505 番地 6)	私立美術館。中島弘明氏が収集した絵画、陶磁器コレクションを中心に展示。	平成 24(2012)年 9 月、開館

基本方針 1-3 魅力的な文化施設の維持・管理

文化芸術活動に誰もが参加できる環境を整備するうえで、拠点となる文化施設の果たす役割は大きいものがあります。このため、誰もが使いやすい魅力的な文化施設とするための維持・管理を行います。

基本施策

(1) 誰もが利用しやすい施設への改善

■施設内のバリアの解消

- ・文化施設を障がいのある人や高齢者のほか、ベビーカーを利用した親子連れ等も気軽に利用できるよう、施設内の段差未解消箇所の点検を行い、施設の改善を検討します。
- ・目が不自由な方や外国の方が展示を楽しむことができるよう、常設の展示がある歴史民俗資料館等について音声での解説・案内等の導入を検討します。

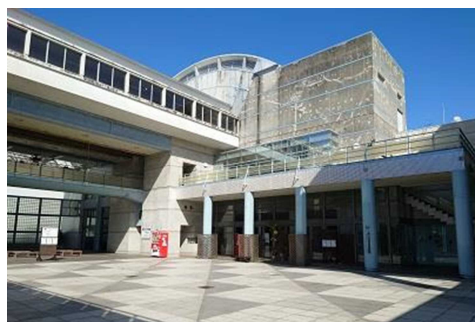
(2) 心地よく利用できる施設への改善

■適切な維持管理

- ・地域の文化発信の拠点である日向市文化交流センター等の文化施設を安全・安心・快適に利用できるよう、施設や付属設備（照明や音響等）の計画的な修繕や更新を行い、適切な維持管理に努めます。

■利用環境の整備

- ・施設の利用者が快適な環境で利用や見学等ができるようにするため、歴史民俗資料館等の環境改善に努めます。



日向市文化交流センター

基本方針 1-4 障がいのある人の文化芸術活動の推進

障がいの有無にかかわらず文化芸術に親しむことができるよう、障がいのある人が文化芸術活動の発表や鑑賞を行う機会の充実を図ります。

基本施策

(1) 障がいのある人の活動機会の充実

- ・ 障がいのある人の社会参加を促進し、地域社会全体の理解と共感を深めるため、文化芸術に関する作品の発表・展示の機会の充実を図ります。
- ・ 障がいのある人の文化芸術に関する発表や鑑賞機会を充実させるため、関係機関との連携を強化します。
- ・ 障がいのある人の社会参加、文化芸術に触れる機会の充実のため、支援の在り方を検討します。



ふれあいフェスタ

(2) 障がいのある人の活動に対する情報発信

- ・ 障がいのある人の文化芸術活動を広く知ってもらい活動を支援できるよう、活動に関する情報の積極的な発信に努めます。
- ・ 障がいの有無や程度に関わらず、市民に情報が行き届きやすくするため、アクセシビリティ（情報の入手のしやすさ、利用のしやすさ）に配慮した情報発信に努めます。

基本目標 2

文化芸術を愛する『人づくり』 ～育む～

基本方針 2-1 文化団体の相互交流の促進

文化団体ヒアリングでは、他の文化団体とコラボレーションしたいといった要望や、コラボレーションにより今まで興味がなかった人が関心を示してくれるきっかけになるのでは、といった意見を踏まえ、文化団体や異なるジャンル間の交流を促進します。

基本施策

(1) 文化団体による交流会の開催

- ・文化団体同士がそれぞれの活動状況や活動意向、課題等を共有し、協力・連携した取組等が行われるようになる素地を育てるため、公益財団法人日向文化振興事業団や日向市文化連盟と連携し、文化団体の交流会を開催します。

(2) 市民、文化団体等をつなぐ中間支援人材の育成

- ・市民の文化芸術に対する関心を高めるため、公益財団法人日向文化振興事業団や日向市文化連盟と連携し、コラボレーションの企画立案や仲介、文化芸術と福祉分野等をつなぐ活動を行う中間支援人材の育成に努めます。

基本方針 2-2 地元芸術家の活動支援

本市には障がいの有無に関わらず、様々な才能を持ち文化芸術活動を行う芸術家がい
ます。文化芸術の継承や発展を担う、これらの方々の活動を支援します。また、文化芸術
を継承していくため、活動を支える人材や指導者の育成にも力を入れます。

基本施策

(1) 地元芸術家の発掘と活動支援

- ・ 地元芸術家による活動の活性化のため、その発掘に努めるとともに、マスメディア等
を使った広報活動や創作活動等に対する支援を行います。
- ・ 本市を拠点に活動する芸術家や団体の活動内容等の情報を一元的に管理し、
市民と芸術家の橋渡しをするため、アーティストバンクの設立を検討します。

(2) 文化芸術活動を支える人材の育成

- ・ 地域の文化芸術活動を支える人材や後継者を育成するため、文化施設職員、文
化団体等を対象とした講座・研修の情報を収集し提供します。

基本方針 2-3 子どもや若者の豊かな感性の育成

子どもや若者が文化芸術を身近に感じる環境をつくることで、人々の心のつながりを大事にし、多様性を受け入れることができる心豊かな人格形成に努めます。

基本施策

(1) 幼少期から文化を身近に感じる環境づくり

- ・乳幼児期から文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、親子で共に体験することを通じて、良好なコミュニケーションや触れ合いを創出するため、0歳児から参加できるコンサートやブックスタート事業^{※12}、おはなし会等を実施します。



図書館まつり

- ・子どもたちの文化芸術に対する感受性を高めるため、若山牧水記念文学館等の市内の文化施設等を見学する機会を設けます。

(2) 文化芸術を創造する人材の育成

- ・芸術家と市民の交流を通して、感性を刺激する創造的な学びの場を創出するため、地域に滞在しながら芸術家が作品制作を行うアーティスト・イン・レジデンス^{※13}等の実施を検討します。
- ・文化芸術の発表会、コンクール等への出場を奨励するため、県代表又は九州代表として（九州大会以上の大会等）出場する場合、奨励金を交付します。

※12 ブックスタート事業：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心触れ合う時間を持つきっかけをつくるために、乳幼児健診時等の機会に乳幼児向け絵本を贈る事業。

※13 アーティスト・イン・レジデンス：芸術家が一定期間ある土地に滞在し、常時とは異なる文化環境で作品制作等を行うこと。または、芸術家の滞在制作を支援する事業のこと。

基本目標 3

文化芸術を活かした『地域づくり』 ～活かす～

基本方針 3-1 文化を活かした交流・連携の促進

文化芸術と観光・まちづくり・産業等を有機的に連携させ、本市の更なる活性化を図ります。また、文化芸術を通じた交流を促進し、多文化共生社会の実現を目指します。

基本施策

(1) 文化を活かした観光・産業・まちづくりの推進

- ・観光客の滞在時間の延長や市内での宿泊につなげ、観光消費の拡大や経済効果を高めるため、文化芸術を活かした滞在型・体験型観光コンテンツの造成について検討します。
- ・広域観光圏としての周遊性の向上を図るため、近隣市町村における文化芸術事業との連携を強化します。
- ・文化芸術に関連する産業の振興を図るため、日向はまぐり碁石まつり等を開催します。
- ・各地域で身近な文化や歴史に触れ、地域活性化につなげるため、自治会（区）やまちづくり協議会における、地域の歴史・文化の学習やフィールドワーク、祭りや伝統行事の開催を支援します。



東郷まちづくり協議会史跡めぐり

(2) 文化を通じた多文化交流の促進

- ・多文化共生社会の実現に向けて、国際交流イベント等の開催を支援し、文化活動を通じた国際交流を促進します。
- ・市内在住の外国人や訪日外国人に、本市の歴史や文化芸術を理解してもらうため、多言語化による情報発信を推進します。

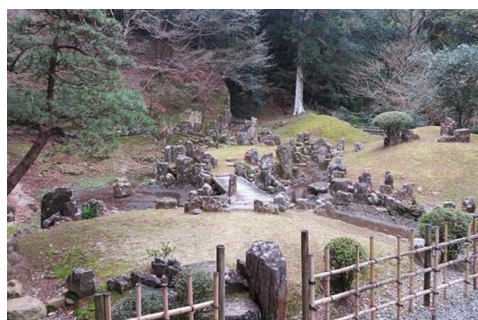
基本方針 3-2 文化財等の保存・継承・活用

市内各地に伝え遺されている文化財や美々津重要伝統的建造物群保存地区の町並みは、本市の歴史と文化を知る上で非常に重要な財産です。これらの適切な保存、維持管理、情報発信、活用を行います。

基本施策

(1) 文化財等の適正な維持管理と情報発信

- ・文化財の保護に対する関心を高めるため、指定・未指定に関わらず文化財の情報発信に取り組み、広く周知します。
- ・貴重な文化財を滅失から守るため、未指定文化財の調査・研究を進め、その価値や重要性を評価し、新規指定に努めます。
- ・指定文化財を永く後世に伝えるため、適切な維持管理や修理に努めるとともに、保存に影響のない範囲で公開・活用を推進します。
- ・埋蔵文化財の保存のため、遺跡等の状況把握に努め、記録・保存や出土遺物の公開に取り組みます。
- ・文化財を保存し、後世へ継承するため、郷土資料のデジタルアーカイブ※14化を推進します。



国指定名勝「妙国寺庭園」

(2) 美々津重要伝統的建造物群保存地区の町並み保存

- ・美々津重要伝統的建造物群保存地区の町並みを保存するため、地区住民、美々津の歴史的町並みを守る会等と連携し、町並みの活用と修理、修景に努めます。
- ・美々津重要伝統的建造物群保存地区を保存する意義や歴史を学び、町並み保存への理解を深めてもらうため、昔の生活スタイル等を体感できる施設利用やツアーの造成について検討します。

※14 デジタルアーカイブ：貴重な資料や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化すること。

基本方針 3-3 郷土に対する誇りと愛着の醸成

若山牧水など本市にゆかりのある先人の功績や、地域で守り受け継がれている伝統文化は、市民の郷土に対する誇りや愛着の醸成に大きな役割を果たします。そのため、これらの周知や保存・継承に努めます。

基本施策

(1) 若山牧水をはじめとする先人の顕彰

- ・若山牧水の全国的な知名度のさらなる向上のため、全国の顕彰団体と連携を図りながら、生誕の地である本市の顕彰事業に取り組みます。
- ・子どもたちをはじめ幅広い世代に若山牧水を知ってもらうため、「牧水・短歌甲子園」や「青の國若山牧水短歌大会」、「牧水かるた大会」を開催し、SNS等を活用した情報発信や、マスメディアへの積極的な情報提供を行いPRの強化に努めます。
- ・若山牧水など本市ゆかりの文化人の功績を後世に伝えるため、顕彰に努めます。



牧水・短歌甲子園

(2) 後世に伝え遺す貴重な資料の収集・保存・展示

- ・若山牧水など本市ゆかりの文化人の貴重な資料を保存し、将来にわたり顕彰していくため、若山牧水記念文学館や歴史民俗資料館、細島みなと資料館において、資料の収集および適正な保存・管理・展示を行います。
- ・若山牧水など本市ゆかりの文化人を広く知ってもらうため、若山牧水記念文学館等において、展示内容の充実やSNS等を活用した情報発信に努めます。

(3) 地域の伝統文化の継承

- ・神楽や臼太鼓踊り、ひょっとこ踊り等の民俗芸能や伝統行事などの地域の伝統文化に誇りを持ち、次世代へ引き継いでいくため、調査・記録を進めるとともに、市広報紙等を活用した情報発信を行います。

第4章 重点プロジェクトと目標値、推進体制

1 重点プロジェクト

本市の文化振興にあたり、より実効力、波及力のある施策を展開するために、本計画期間内に重点的に取り組む施策を「重点プロジェクト」として位置付けます。重点プロジェクトは以下の2つです。

(1) アウトリーチ活動の充実

- ・市民の文化芸術に触れる機会を創出するため、小中学校等におけるアウトリーチ活動を重点プロジェクトとして位置付けます。
- ・アウトリーチ活動の実施件数を評価指標とし、その目標値（年間）を以下のように設定します。

評価指標	現状値 R6(2024)年度	目標値 R14(2032)年度
小中学校等でのアウトリーチ活動の実施件数（年間）	17 件	50 件

(2) 文化芸術と観光との連携施策の実施

- ・来訪者の滞在時間の延長や宿泊につながる文化芸術と観光との連携を重点プロジェクトに位置付けます。
- ・連携事業数を評価指標とし、その目標値（年間）を以下のように設定します。

評価指標	現状値 R6(2024)年度	目標値 R14(2032)年度
文化芸術と観光との連携事業数（年間）	1 件	5 件

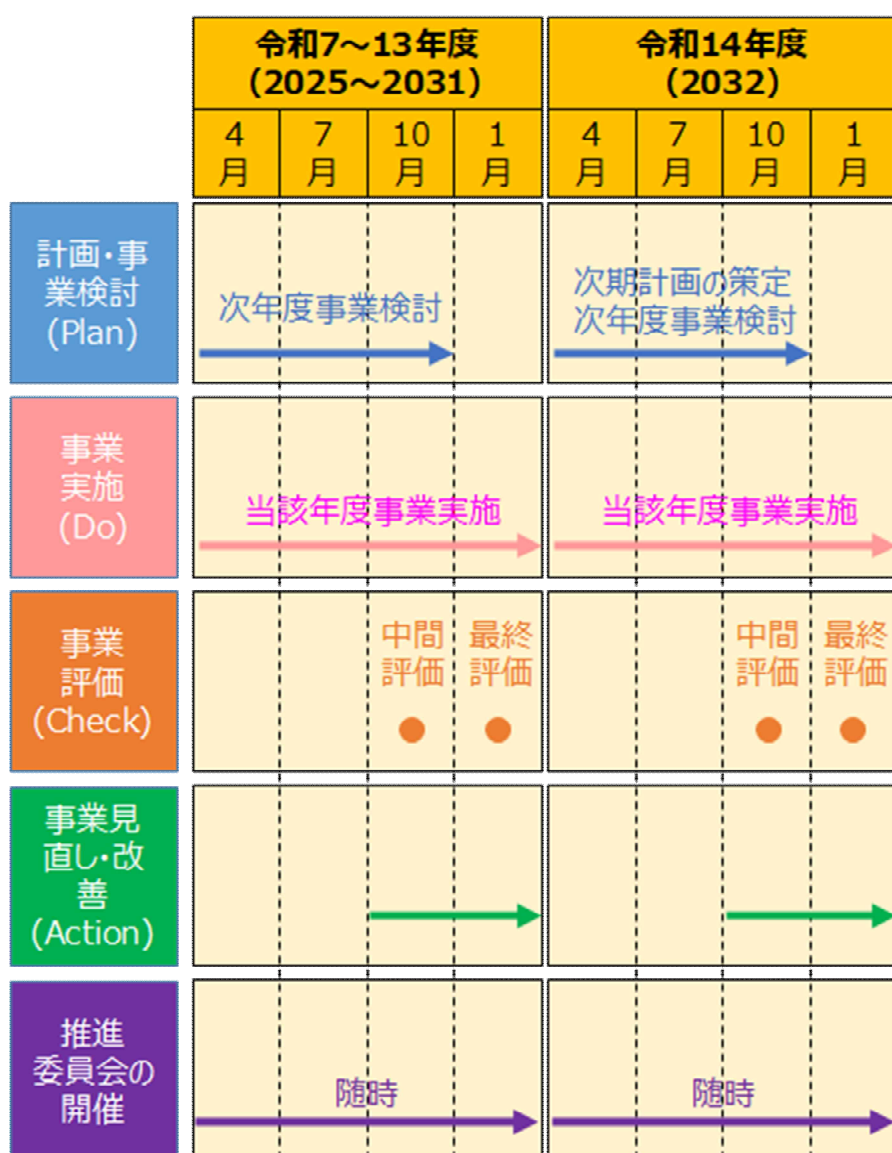
2 評価指標

重点プロジェクトにおける評価指標のほか、本計画における進捗管理を行うための評価指標及びその目標値を以下のように設定します。

評価指標		現状値	目標値
重点プロジェクト	小中学校等でのアウトリーチ活動の実施件数（年間）	17 件 (R6(2024)年度)	50 件 R14(2032)年度
	文化芸術と観光との連携事業数（年間）	1 件 (R6(2024)年度)	5 件 R14(2032)年度
市民アンケートにおける「昨年 1 年間に、市内の文化施設で鑑賞した文化関係の公演・展示等がありますか？」の問いに対する「ない」の回答割合		60.4% (R5(2023)年度)	55.0% R14(2032)年度
市民アンケートにおける「日頃どんな文化活動を行っていますか？」との問いに対する「行っていない」との回答割合		69.2% (R5(2023)年度)	60.0% R14(2032)年度
文化芸術事業参加者数（年間） （日向市文化交流センター利用者数、アウトリーチ事業参加者数）		72,106 人 (R5(2023)年度)	80,000 人 R14(2032)年度
若山牧水関連事業参加者数（年間） （若山牧水記念文学館入館者数、青の国若山牧水短歌大会、牧水・短歌甲子園、牧水祭、牧水ヶ丘祭り、周年事業、短歌実作講座、若山牧水賞受賞記念講演会参加者数）		4,552 人 (R5(2023)年度)	5,500 人 R14(2032)年度

3 推進体制

- ・ 市民、文化芸術活動を行う団体や個人、地域、企業、関係機関等と連携・協力を図りながら本計画を推進します。
- ・ 本計画の推進及び適切な進捗管理を行うため、外部の有識者等で構成される「日向市文化振興推進委員会（仮称）」を設置します。
- ・ 令和 7（2025）年度～令和 14（2032）年度における計画推進スケジュールは以下のとおりです。



※令和10（2028）年度に中間評価及び見直し

資料編

(1) 日向市文化振興計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 日向市文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、日向市文化振興計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、振興計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する者を委員として10人以内で組織する。

- (1) 芸術文化活動関係者
- (2) 有識者・学識経験者
- (3) 企業・メディア関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、振興計画の報告が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会スポーツ・文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず教育長が招集する。

3 この告示は、令和7年7月1日限り、その効力を失う。

(2) 日向市文化振興計画検討委員会 委員名簿

(令和7年3月31日現在)

氏 名	役 職	所 属 等
石川 千佳子	委員長	放送大学宮崎学習センター 所長、特任教授
和田 康之	副委員長	公益財団法人日向文化振興事業団 事務局長
山森 達也		アーツカウンスルみやざき プログラムディレクター
黒木 和憲		日向商工会議所 総務課長
山本 達雄		一般社団法人日向市観光協会 専務理事
鈴木 みどり		日向市文化連盟 会計
葛西 了一		日向市 PTA 連絡協議会 会長
横山 博章		日向市小・中学校校長会 会長
大口 玲子		短歌結社「心の花」、歌人
兒玉 さおり		相談支援サポートさわらび 管理者

(敬称略)

(3) 日向市文化振興計画庁内検討委員会 委員名簿

(令和7年3月31日現在)

氏 名	役 職	所 属 等
堀田 浩一	委員長	教育委員会 教育部長
星野 眞由美	副委員長	教育委員会 スポーツ・文化振興課長
麻田 悦子		総合政策部 総合政策課長
小坂 公人		総合政策部 地域コミュニティ課長
黒木 悟		総務部 資産経営課長
多田 好太郎		福祉部 福祉課長
寺田 雅彦		商工観光部 観光交流課長
大平 昇		教育委員会 教育総務課長
若杉 健司		教育委員会 学校教育課長
鍋島 浩一		教育委員会 生涯学習課長
海野 由紀		教育委員会 図書館長

(4) 日向市文化振興計画の策定経過

令和6年	1～3月	市民・文化団体・高校生アンケート	1・計画策定にあたって
	8月27日	第1回庁内検討委員会 ・策定作業の進め方 ・現状と課題の分析	
	9月12日	関係団体ヒアリング ～25日	2・現状と課題
	9月26日	有識者ヒアリング（オンライン） 対象：株式会社さとゆめ 代表取締役 嶋田俊平氏	
	10月4日	第1回検討委員会 ・委員長、副委員長の選出 ・策定作業の進め方 ・現状と課題の分析	
	10月29日	第1回ワーキンググループ会議 ・骨子案の検討	
	11月27日	第2回庁内検討委員会 ・骨子案の検討	3・計画の体系
	12月20日	第2回検討委員会 ・骨子案の検討	
令和7年	1月17日	第3回庁内検討委員会 ・計画案の検討	4・重点プロジェクト等
	2月14日	第3回検討委員会 ・計画案の検討	
	3月6日	パブリックコメントの実施（～3月19日）	

1・計画策定にあたって

2・現状と課題

3・計画の体系

4・重点プロジェクト等

5・資料編

(5) アンケート結果（高校生、市民、文化団体）

ふだん、文化芸術に関する情報をどこで入手していますか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
市広報	9.5%	4.3%	8.3%	45.5%	25.6%	50.6%	56.6%	63.6%	71.4%	72.5%	61.5%
新聞	4.9%	8.6%	5.8%	9.1%	9.3%	11.7%	14.0%	29.9%	29.9%	38.9%	24.7%
テレビ	67.9%	77.1%	70.0%	45.5%	46.5%	62.3%	51.9%	50.5%	54.5%	56.5%	54.0%
ラジオ	4.5%	2.9%	4.2%	0.0%	4.7%	7.8%	7.8%	16.8%	14.3%	11.5%	11.2%
雑誌・専門誌	9.1%	7.1%	8.6%	18.2%	0.0%	9.1%	7.0%	12.1%	5.2%	5.3%	7.1%
ホームページ	8.2%	10.0%	8.6%	0.0%	9.3%	19.5%	20.9%	17.8%	11.0%	4.6%	13.5%
チラシ・ポスター	23.9%	22.9%	23.6%	36.4%	25.6%	39.0%	35.7%	42.1%	33.8%	28.2%	34.5%
LINE	16.5%	15.7%	16.3%	0.0%	9.3%	13.0%	12.4%	9.3%	8.4%	6.1%	9.4%
X（旧Twitter）	15.2%	22.9%	16.9%	9.1%	25.6%	10.4%	5.4%	1.9%	1.3%	0.0%	4.8%
Facebook	0.0%	1.4%	0.3%	0.0%	4.7%	5.2%	7.0%	9.3%	4.5%	3.1%	5.5%
Instagram	38.7%	40.0%	39.0%	45.5%	37.2%	35.1%	19.4%	8.4%	5.2%	2.3%	14.3%
その他	4.1%	0.0%	3.2%	0.0%	4.7%	2.6%	6.2%	2.8%	9.1%	1.5%	4.8%

昨年1年間に、日向市内の文化施設で鑑賞した文化関係の公演・展示等がありますか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
音楽	21.0%	7.1%	17.9%	0.0%	7.0%	13.0%	19.4%	22.4%	27.3%	24.4%	20.9%
映画	10.7%	11.4%	10.9%	9.1%	4.7%	1.3%	2.3%	8.4%	7.1%	9.9%	6.1%
美術	10.3%	2.9%	8.6%	9.1%	2.3%	5.2%	10.1%	10.3%	17.5%	16.8%	12.1%
舞踊	6.2%	4.3%	5.8%	0.0%	0.0%	11.7%	6.2%	6.5%	7.1%	10.7%	7.5%
演劇	4.9%	1.4%	4.2%	0.0%	0.0%	5.2%	3.1%	2.8%	1.3%	0.8%	2.1%
伝統芸能	6.6%	1.4%	5.4%	9.1%	0.0%	2.6%	3.9%	1.9%	1.9%	4.6%	2.9%
伝統文化	1.6%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	2.6%	4.7%	2.8%	5.2%	4.6%	3.8%
文化講演	1.6%	0.0%	1.3%	18.2%	2.3%	1.3%	1.6%	8.4%	5.2%	9.2%	5.4%
演芸	2.9%	1.4%	2.6%	9.1%	4.7%	2.6%	4.7%	4.7%	1.9%	3.8%	3.7%
文学	4.1%	0.0%	3.2%	9.1%	2.3%	0.0%	4.7%	2.8%	1.9%	1.5%	2.5%
歴史展示	0.8%	1.4%	1.0%	0.0%	0.0%	1.3%	2.3%	3.7%	3.9%	3.8%	2.9%
ない	59.7%	80.0%	64.2%	63.6%	83.7%	68.8%	61.2%	59.8%	55.2%	53.4%	60.4%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.8%	0.5%
その他	0.8%	0.0%	0.6%	9.1%	2.3%	1.3%	0.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.8%

上記で「ない」と答えた方にお聞きします。その主な理由は何ですか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=145)	市外在住 (n=56)	計 (n=201)	18-19歳 (n=7)	20-29歳 (n=36)	30-39歳 (n=53)	40-49歳 (n=79)	50-59歳 (n=64)	60-69歳 (n=85)	70-79歳 (n=70)	計 (n=394)
時間がない	18.5%	24.3%	19.8%	28.6%	33.3%	47.2%	36.7%	42.2%	25.9%	18.6%	33.0%
興味がない	25.5%	38.6%	28.4%	57.1%	41.7%	34.0%	26.6%	25.0%	22.4%	35.7%	29.9%
料金が高い	3.7%	4.3%	3.8%	0.0%	5.6%	5.7%	7.6%	3.1%	3.5%	7.1%	5.3%
一緒に行く仲間がない	2.1%	4.3%	2.6%	14.3%	5.6%	5.7%	3.8%	3.1%	3.5%	2.9%	4.1%
場所が遠い	2.9%	7.1%	3.8%	0.0%	0.0%	5.7%	1.3%	4.7%	3.5%	10.0%	4.3%
きっかけがない	33.3%	40.0%	34.8%	85.7%	41.7%	45.3%	55.7%	46.9%	55.3%	41.4%	49.5%
回答なし	0.4%	2.9%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	4.3%	1.0%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	9.4%	10.1%	14.1%	10.6%	2.9%	9.4%

日頃どんな文化活動を行っていますか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
音楽	18.9%	15.7%	18.2%	9.1%	11.6%	13.0%	17.1%	11.2%	11.7%	12.2%	12.9%
映画	12.8%	11.4%	12.5%	18.2%	23.3%	10.4%	11.6%	15.0%	14.3%	6.9%	12.6%
美術	8.6%	5.7%	8.0%	0.0%	2.3%	10.4%	4.7%	4.7%	9.7%	7.6%	6.9%
舞踊	2.1%	4.3%	2.6%	0.0%	0.0%	2.6%	5.4%	0.9%	1.9%	3.1%	2.6%
演劇	0.0%	1.4%	0.3%	0.0%	2.3%	2.6%	0.8%	5.6%	2.6%	0.8%	2.3%
伝統芸能	0.8%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	1.3%	0.8%	3.7%	3.2%	3.1%	2.3%
伝統文化	4.5%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.6%	3.8%	1.1%
文学	1.6%	2.9%	1.9%	0.0%	2.3%	0.0%	0.8%	0.9%	1.3%	0.8%	0.9%
演芸	0.4%	1.4%	0.6%	0.0%	0.0%	1.3%	0.8%	2.8%	1.3%	2.3%	1.5%
地域の先人の顕彰	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.8%	0.9%	0.6%	3.1%	1.4%
歴史・民俗等研究	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	3.9%	3.9%	1.9%	3.9%	4.6%	3.5%
行っていない	65.4%	72.9%	67.1%	72.7%	67.4%	76.6%	70.5%	71.0%	65.6%	66.4%	69.2%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.8%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.9%	0.6%	1.5%	1.2%

上記で「行っていない」と答えた方にお聞きします。その主な理由はなんですか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=159)	市外在住 (n=51)	計 (n=210)	18-19歳 (n=8)	20-29歳 (n=29)	30-39歳 (n=59)	40-49歳 (n=91)	50-59歳 (n=76)	60-69歳 (n=101)	70-79歳 (n=87)	計 (n=451)
時間がない	21.4%	22.9%	21.7%	25.0%	44.8%	44.1%	46.2%	40.8%	33.7%	17.2%	36.1%
興味がいない	29.6%	35.7%	31.0%	62.5%	41.4%	35.6%	38.5%	38.2%	21.8%	31.0%	33.5%
費用が高い	1.6%	1.4%	1.6%	0.0%	10.3%	5.1%	5.5%	5.3%	8.9%	5.7%	6.4%
仲間がいらない	2.1%	2.9%	2.2%	12.5%	3.4%	3.4%	5.5%	7.9%	13.9%	10.3%	8.4%
場所が遠い	1.2%	5.7%	2.2%	0.0%	6.9%	0.0%	0.0%	3.9%	5.0%	4.6%	3.1%
きっかけがない	35.4%	34.3%	35.1%	37.5%	44.8%	57.6%	51.6%	47.4%	47.5%	50.6%	49.9%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.0%	1.1%	0.7%
その他	0.0%	1.4%	0.3%	0.0%	3.4%	0.0%	2.2%	2.6%	5.0%	6.9%	3.5%

今後どのような公演等を鑑賞したいですか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
音楽	49.0%	38.6%	46.6%	63.6%	60.5%	62.3%	61.2%	60.7%	53.9%	39.7%	55.2%
映画	51.4%	47.1%	50.5%	54.5%	65.1%	55.8%	49.6%	62.6%	50.6%	37.4%	51.4%
美術	16.0%	10.0%	14.7%	9.1%	25.6%	31.2%	21.7%	24.3%	31.8%	31.3%	27.6%
舞踊	12.8%	10.0%	12.1%	18.2%	7.0%	15.6%	14.0%	6.5%	7.8%	9.2%	10.1%
演劇	26.3%	21.4%	25.2%	18.2%	23.3%	23.4%	29.5%	33.6%	26.6%	13.7%	25.0%
伝統芸能	4.1%	1.4%	3.5%	9.1%	14.0%	7.8%	15.5%	14.0%	9.1%	17.6%	13.0%
伝統文化	2.9%	1.4%	2.6%	0.0%	2.3%	7.8%	2.3%	1.9%	5.2%	6.1%	4.3%
文化講演	1.2%	0.0%	1.0%	0.0%	2.3%	1.3%	4.7%	15.9%	17.5%	20.6%	12.1%
演芸	11.9%	8.6%	11.2%	27.3%	23.3%	18.2%	24.0%	30.8%	22.1%	18.3%	22.9%
文学	2.1%	0.0%	1.6%	9.1%	4.7%	1.3%	1.6%	4.7%	1.3%	3.8%	2.8%
歴史展示	4.9%	1.4%	4.2%	0.0%	2.3%	13.0%	8.5%	6.5%	10.4%	15.3%	10.0%
ない	18.1%	24.3%	19.5%	9.1%	2.3%	9.1%	7.8%	5.6%	7.1%	13.0%	8.1%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	1.9%	3.8%	1.4%
その他	0.0%	1.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.6%	2.3%	0.8%

今後どのような文化活動に取り組んでみたいですか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
音楽	28.0%	22.9%	26.8%	27.3%	27.9%	32.5%	31.0%	32.7%	25.3%	18.3%	27.3%
映画	19.8%	17.1%	19.2%	27.3%	25.6%	26.0%	20.2%	17.8%	18.2%	14.5%	19.3%
美術	16.9%	10.0%	15.3%	9.1%	16.3%	19.5%	16.3%	17.8%	26.0%	24.4%	20.7%
舞踊	7.8%	10.0%	8.3%	9.1%	2.3%	13.0%	10.1%	1.9%	5.8%	3.1%	6.1%
演劇	5.8%	4.3%	5.4%	9.1%	4.7%	5.2%	7.0%	10.3%	5.2%	0.8%	5.5%
伝統芸能	2.5%	1.4%	2.2%	0.0%	11.6%	2.6%	7.8%	11.2%	5.2%	9.2%	7.5%
伝統文化	3.7%	2.9%	3.5%	0.0%	4.7%	6.5%	3.9%	3.7%	11.7%	5.3%	6.3%
文学	2.1%	0.0%	1.6%	9.1%	2.3%	1.3%	2.3%	5.6%	4.5%	3.8%	3.7%
演芸	3.3%	0.0%	2.6%	0.0%	7.0%	2.6%	4.7%	2.8%	5.8%	8.4%	5.2%
地域の先人の顕彰	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	5.2%	1.6%	0.9%	4.5%	7.6%	3.7%
歴史・民俗等研究	3.7%	0.0%	2.9%	0.0%	4.7%	7.8%	4.7%	7.5%	11.0%	15.3%	9.0%
ない	39.9%	51.4%	42.5%	36.4%	41.9%	33.8%	43.4%	32.7%	31.8%	26.7%	34.2%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	2.8%	3.9%	11.5%	4.0%
その他	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	2.8%	0.6%	1.5%	1.1%

日向市に足りない、または充実してほしい文化施設は何だと思われますか。（2つまで選択可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
文化ホール	11.1%	10.0%	10.9%	0.0%	7.0%	5.2%	12.4%	13.1%	11.0%	9.9%	10.3%
博物館	14.0%	5.7%	12.1%	18.2%	9.3%	16.9%	7.8%	10.3%	9.7%	6.1%	9.7%
美術館	15.2%	12.9%	14.7%	18.2%	4.7%	6.5%	7.0%	10.3%	12.3%	14.5%	10.3%
図書館	10.3%	7.1%	9.6%	9.1%	14.0%	10.4%	23.3%	22.4%	14.3%	14.5%	16.9%
歴史（民俗）資料館	1.6%	1.4%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	2.8%	5.8%	9.2%	4.3%
映画館	79.0%	72.9%	77.6%	54.5%	76.7%	54.5%	51.9%	56.1%	46.8%	30.5%	49.1%
展示場	2.5%	0.0%	1.9%	0.0%	2.3%	3.9%	2.3%	4.7%	2.6%	3.8%	3.2%
会議室・研修室	2.1%	1.4%	1.9%	0.0%	2.3%	2.6%	1.6%	1.9%	1.3%	0.8%	1.5%
現状で十分	6.6%	17.1%	8.9%	36.4%	11.6%	27.3%	19.4%	16.8%	21.4%	25.2%	21.3%
今より減らすべき	0.4%	0.0%	0.3%	9.1%	0.0%	1.3%	1.6%	0.0%	0.6%	0.8%	0.9%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.3%	0.8%	2.8%	0.6%	12.2%	3.5%
その他	4.1%	2.9%	3.8%	0.0%	9.3%	1.3%	5.4%	6.5%	5.2%	3.1%	4.8%

1. 計画策定にあたって

2. 現状と課題

3. 計画の体系

4. 重点プロジェクト等

5. 資料編

日向市の文化についてあてはまるイメージはどのようなことだと思いますか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
自然が豊か	78.6%	72.9%	77.3%	81.8%	69.8%	80.5%	71.3%	82.2%	77.3%	78.6%	77.1%
伝統文化活動が活発	15.2%	8.6%	13.7%	0.0%	11.6%	15.6%	7.0%	14.0%	7.1%	7.6%	9.5%
歴史を大切にしている	16.9%	12.9%	16.0%	18.2%	11.6%	11.7%	11.6%	14.0%	13.6%	14.5%	13.2%
教育が充実している	4.5%	2.9%	4.2%	0.0%	4.7%	2.6%	3.1%	0.0%	0.0%	1.5%	1.5%
芸術活動が活発	2.1%	1.4%	1.9%	0.0%	0.0%	2.6%	0.8%	0.0%	3.9%	3.1%	2.0%
文化財が多く残されている	7.0%	7.1%	7.0%	9.1%	7.0%	13.0%	2.3%	3.7%	6.5%	3.8%	5.5%
地域の先人の顕彰が盛ん	2.1%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%	2.6%	4.7%	4.7%	1.3%	3.8%	3.1%
高齢者の文化活動が盛ん	19.3%	8.6%	16.9%	0.0%	7.0%	7.8%	7.0%	3.7%	7.8%	6.1%	6.4%
年齢の若い文化の担い手が多い	2.1%	1.4%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	1.9%	0.6%	0.0%	0.6%
新しい文化が盛んに創造されている	0.4%	0.0%	0.3%	9.1%	2.3%	1.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.6%
文化活動は低調である	7.0%	7.1%	7.0%	0.0%	27.9%	20.8%	27.9%	28.0%	35.7%	30.5%	29.0%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	1.6%	0.9%	1.3%	6.9%	2.3%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.3%	2.3%	0.9%	2.6%	1.5%	1.8%
	文化団体										
	音楽 (n=11)	美術 (n=4)	舞踊 (n=3)	伝統芸能 (n=1)	伝統文化 (n=3)	文学 (n=1)	歴史・民俗等研究 (n=1)	その他 (n=2)	計 (n=26)		
自然が豊か	54.5%	75.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	46.2%		
伝統文化活動が活発	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	7.7%		
歴史を大切にしている	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%		
教育が充実している	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
芸術活動が活発	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%		
文化財が多く残されている	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	7.7%		
地域の先人の顕彰が盛ん	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
高齢者の文化活動が盛ん	27.3%	25.0%	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%	0.0%	50.0%	34.6%		
年齢の若い文化の担い手が多い	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%		
新しい文化が盛んに創造されている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
文化活動は低調である	54.5%	50.0%	66.7%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	46.2%		
回答なし	9.1%	25.0%	0.0%	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	19.2%		
その他	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%		

日向市の文化を豊かにするためにはどのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）

	高校生			市民							
	市内在住 (n=243)	市外在住 (n=70)	計 (n=313)	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
行政の文化団体への資金支援	22.2%	15.7%	20.8%	0.0%	14.0%	23.4%	20.2%	32.7%	24.0%	28.2%	24.4%
市民文化の発表・鑑賞の場の提供	18.5%	17.1%	18.2%	27.3%	16.3%	29.9%	22.5%	25.2%	13.6%	26.0%	22.1%
一流の文化に触れる機会の提供	17.7%	17.1%	17.6%	9.1%	25.6%	37.7%	38.8%	34.6%	35.7%	38.9%	35.9%
企業・個人の文化支援	10.3%	12.9%	10.9%	18.2%	16.3%	18.2%	7.8%	15.9%	14.9%	11.5%	13.5%
学校での文化教育	25.5%	21.4%	24.6%	54.5%	37.2%	50.6%	44.2%	34.6%	34.4%	32.8%	38.5%
子どもたちへの文化継承活動	23.5%	17.1%	22.0%	45.5%	34.9%	49.4%	38.8%	38.3%	39.6%	33.6%	39.0%
指導者の育成	11.1%	10.0%	10.9%	27.3%	16.3%	26.0%	20.9%	31.8%	27.3%	32.8%	27.0%
練習、創作の場所の確保	14.4%	7.1%	12.8%	0.0%	4.7%	7.8%	14.0%	12.1%	4.5%	13.0%	9.7%
歴史文化の保存、研究	6.6%	7.1%	6.7%	0.0%	7.0%	11.7%	10.9%	18.7%	16.2%	16.8%	14.3%
伝統文化の発掘・継承	9.5%	5.7%	8.6%	0.0%	16.3%	9.1%	8.5%	13.1%	9.7%	15.3%	11.3%
自然保護	16.0%	20.0%	16.9%	27.3%	25.6%	20.8%	21.7%	31.8%	27.9%	27.5%	26.2%
文化団体の連携強化	5.3%	5.7%	5.4%	0.0%	2.3%	14.3%	8.5%	9.3%	11.7%	12.2%	10.3%
情報発信	27.2%	30.0%	27.8%	18.2%	39.5%	35.1%	34.1%	40.2%	38.3%	27.5%	35.0%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	2.3%	1.9%	1.9%	7.6%	2.9%
その他	0.4%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	2.6%	2.3%	1.9%	2.6%	2.3%	2.1%
	文化団体										
	音楽 (n=11)	美術 (n=4)	舞踊 (n=3)	伝統芸能 (n=1)	伝統文化 (n=3)	文学 (n=1)	歴史・民俗等研究 (n=1)	その他 (n=2)	計 (n=26)		
行政の文化団体への資金支援	72.7%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	57.7%		
市民文化の発表・鑑賞の場の提供	54.5%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	38.5%		
一流の文化に触れる機会の提供	45.5%	0.0%	33.3%	100.0%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	34.6%		
企業・個人の文化支援	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%		
学校での文化教育	36.4%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%	34.6%		
子どもたちへの文化継承活動	36.4%	75.0%	100.0%	0.0%	66.7%	100.0%	100.0%	0.0%	53.8%		
指導者の育成	45.5%	25.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.9%		
練習、創作の場所の確保	18.2%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%		
歴史文化の保存、研究	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	7.7%		
伝統文化の発掘・継承	9.1%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	11.5%		
自然保護	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	7.7%		
文化団体の連携強化	9.1%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%		
情報発信	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
回答なし	9.1%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	11.5%		
その他	9.1%	25.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	15.4%		

1. 計画策定にあたって

2. 現状と課題

3. 計画の体系

4. 重点プロジェクト等

5. 資料編

昨年1年間に市内の文化施設を利用しましたか。(複数回答可)

	市民							
	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
文化交流センター	54.5%	30.2%	41.6%	39.5%	42.1%	39.6%	37.4%	39.4%
東郷地区文化センター	0.0%	0.0%	1.3%	0.8%	0.0%	1.3%	0.8%	0.8%
日向市中央公民館	0.0%	7.0%	18.2%	27.1%	22.4%	18.2%	20.6%	20.1%
その他公立公民館	9.1%	2.3%	6.5%	11.6%	10.3%	7.8%	18.3%	10.6%
自治公民館	0.0%	4.7%	2.6%	11.6%	6.5%	8.4%	10.7%	8.1%
日向市立図書館	18.2%	23.3%	16.9%	18.6%	14.0%	13.0%	9.2%	14.7%
細島みなと資料館	0.0%	0.0%	2.6%	0.8%	0.9%	2.6%	2.3%	1.7%
歴史民俗資料館	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	1.9%	2.6%	0.8%	1.2%
若山牧水記念文学館	0.0%	4.7%	1.3%	1.6%	6.5%	3.9%	3.1%	3.4%
まちづくり塾「美々津軒」	0.0%	0.0%	1.3%	1.6%	1.9%	0.0%	3.1%	1.4%
美々津まちなみセンター	0.0%	2.3%	2.6%	3.1%	1.9%	0.6%	1.5%	1.8%
中島美術館	0.0%	2.3%	0.0%	2.3%	0.9%	3.9%	1.5%	2.0%
利用していない	45.5%	55.8%	44.2%	39.5%	42.1%	40.3%	42.0%	42.3%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.5%	0.5%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	1.3%	1.5%	0.8%

上記で「利用していない」と答えた方にお聞きます。その主な理由は何ですか。(複数回答可)

	市民							
	18-19歳 (n=5)	20-29歳 (n=24)	30-39歳 (n=34)	40-49歳 (n=51)	50-59歳 (n=45)	60-69歳 (n=62)	70-79歳 (n=55)	計 (n=276)
時間がない	20.0%	37.5%	26.5%	25.5%	37.8%	25.8%	12.7%	26.1%
興味がない	40.0%	41.7%	32.4%	19.6%	31.1%	19.4%	40.0%	29.3%
費用が高い	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	1.6%	1.8%	1.1%
仲間がいない	20.0%	8.3%	5.9%	5.9%	4.4%	11.3%	12.7%	8.7%
場所が遠い	0.0%	4.2%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	5.5%	1.8%
きっかけがない	80.0%	58.3%	58.8%	76.5%	53.3%	67.7%	52.7%	62.3%
回答なし	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	1.8%	0.7%
その他	0.0%	4.2%	2.9%	2.0%	0.0%	6.5%	5.5%	3.6%

市内の文化施設までの主な交通手段を教えてください。（1つに○印）

	市民							
	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
徒歩	0.0%	4.7%	3.9%	0.8%	1.9%	3.9%	6.1%	3.4%
自転車	27.3%	11.6%	1.3%	7.8%	4.7%	5.8%	4.6%	6.0%
バイク	9.1%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.8%	0.8%
自家用車	63.6%	81.4%	92.2%	89.9%	91.6%	87.0%	81.7%	87.1%
タクシー	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.9%	0.0%	1.5%	0.6%
宮交バス	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	1.5%	0.5%
ぱらっとバス	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.8%	0.3%
JR	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.2%
回答なし	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.8%
その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.9%	0.6%	0.0%	0.5%

どのような文化財に興味がありますか。（複数回答可）

	市民							
	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
妙国寺庭園	0.0%	7.0%	11.7%	8.5%	7.5%	9.7%	11.5%	9.4%
カモシカ	0.0%	11.6%	7.8%	3.1%	0.9%	1.9%	1.5%	3.2%
日向岬の柱状節理	0.0%	11.6%	13.0%	19.4%	25.2%	31.8%	29.0%	23.6%
美々津の町並み	18.2%	23.3%	24.7%	31.8%	41.1%	36.4%	30.5%	32.5%
大御神社	36.4%	65.1%	63.6%	59.7%	55.1%	48.7%	26.7%	50.2%
細島駿潮場	0.0%	0.0%	9.1%	3.9%	0.0%	3.2%	2.3%	3.1%
細島灯台	0.0%	2.3%	10.4%	10.1%	5.6%	11.0%	12.2%	9.4%
日本刀制作技術	18.2%	11.6%	19.5%	13.2%	12.1%	15.6%	16.0%	14.9%
幕末勤王家海賀宮門外二士の墓	0.0%	2.3%	2.6%	5.4%	3.7%	5.2%	4.6%	4.3%
本谷昭和橋（アーチ石橋）	0.0%	0.0%	6.5%	5.4%	0.9%	5.2%	11.5%	5.5%
若山牧水生家	0.0%	9.3%	10.4%	10.1%	13.1%	20.8%	14.5%	13.8%
有栖川征討総督宮殿下御本営遺跡	0.0%	0.0%	2.6%	2.3%	1.9%	0.0%	2.3%	1.5%
アカウミガメ	36.4%	16.3%	19.5%	19.4%	17.8%	16.2%	7.6%	16.1%
関本勘兵衛家住宅	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.7%	2.6%	6.9%	3.2%
平岩地藏尊	0.0%	2.3%	3.9%	7.8%	8.4%	9.1%	13.0%	8.3%
民俗文化財	36.4%	39.5%	40.3%	42.6%	31.8%	25.3%	24.4%	32.5%
埋蔵文化財	0.0%	4.7%	11.7%	9.3%	14.0%	14.3%	16.8%	12.6%
回答なし	0.0%	0.0%	3.9%	3.1%	3.7%	5.2%	9.9%	4.9%
その他	9.1%	4.7%	2.6%	6.2%	2.8%	3.9%	5.3%	4.4%

ふだん、文化財に関する情報をどこで入手していますか。（複数回答可）

	市民							
	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
市広報	45.5%	32.6%	55.8%	55.0%	71.0%	74.7%	75.6%	64.9%
新聞	9.1%	4.7%	10.4%	10.1%	24.3%	27.3%	38.2%	21.8%
テレビ	45.5%	48.8%	48.1%	37.2%	42.1%	41.6%	45.0%	42.8%
ラジオ	0.0%	2.3%	6.5%	5.4%	16.8%	13.6%	9.2%	9.8%
雑誌・専門誌	0.0%	2.3%	7.8%	7.8%	12.1%	5.2%	6.9%	7.2%
ホームページ	0.0%	16.3%	10.4%	17.8%	13.1%	11.0%	4.6%	11.5%
チラシ・ポスター	18.2%	20.9%	26.0%	26.4%	32.7%	24.7%	29.8%	27.1%
LINE	0.0%	9.3%	3.9%	4.7%	6.5%	3.9%	3.8%	4.8%
Twitter	9.1%	14.0%	7.8%	3.9%	0.9%	0.6%	0.0%	3.1%
Facebook	0.0%	7.0%	3.9%	4.7%	2.8%	3.9%	0.8%	3.4%
Instagram	45.5%	20.9%	26.0%	11.6%	4.7%	4.5%	0.8%	9.5%
回答なし	0.0%	2.3%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	3.8%	1.1%
その他	0.0%	4.7%	1.3%	7.8%	2.8%	4.5%	0.0%	3.5%

市民のみなさんが文化財に親しむためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。（複数回答可）

	市民							
	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
市の広報でPRする	27.3%	20.9%	44.2%	37.2%	50.5%	58.4%	68.7%	50.3%
テレビ、ラジオでPRする	18.2%	46.5%	51.9%	43.4%	53.3%	58.4%	45.0%	49.7%
チラシ、ポスター等でPRする	36.4%	11.6%	37.7%	37.2%	31.8%	42.9%	36.6%	35.9%
SNS等でPRする	72.7%	74.4%	61.0%	52.7%	38.3%	17.5%	12.2%	36.7%
図書館、公民館等で公開、講座をする	9.1%	4.7%	13.0%	11.6%	15.0%	15.6%	19.8%	14.4%
学校等で公開、講座をする	45.5%	23.3%	37.7%	36.4%	29.9%	17.5%	14.5%	25.9%
回答なし	0.0%	0.0%	1.3%	0.8%	0.9%	0.6%	6.1%	1.8%
その他	0.0%	2.3%	5.2%	6.2%	3.7%	2.6%	2.3%	3.7%

文化財が適切に保存、維持管理されるにはどのような取り組みが必要だと思いますか。（複数回答可）

	市民							
	18-19歳 (n=11)	20-29歳 (n=43)	30-39歳 (n=77)	40-49歳 (n=129)	50-59歳 (n=107)	60-69歳 (n=154)	70-79歳 (n=131)	計 (n=652)
収蔵庫等の整備	9.1%	16.3%	26.0%	20.2%	21.5%	22.1%	22.9%	21.6%
維持管理等の予算の確保	18.2%	39.5%	42.9%	41.9%	47.7%	45.5%	38.9%	42.6%
価値の発信、教育普及	54.5%	53.5%	57.1%	57.4%	37.4%	49.4%	38.9%	48.2%
技術継承等の場の確保	18.2%	30.2%	31.2%	33.3%	32.7%	26.6%	18.3%	27.9%
技術継承等の人材の確保	72.7%	55.8%	40.3%	47.3%	51.4%	50.6%	46.6%	48.8%
回答なし	0.0%	2.3%	3.9%	0.8%	0.9%	3.9%	11.5%	4.1%
その他	0.0%	2.3%	1.3%	3.9%	1.9%	1.3%	2.3%	2.1%

貴団体の主な活動場所について教えてください。（主なもの1つに○印）

	文化団体								
	音楽 (n=11)	美術 (n=4)	舞踊 (n=3)	伝統芸能 (n=1)	伝統文化 (n=3)	文学 (n=1)	歴史・民俗等研究 (n=1)	その他 (n=2)	計 (n=26)
日向市文化交流センター	2	1	3	0	1	0	0	0	7
日向市東郷地区文化センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日向市中央公民館	4	1	0	0	1	0	0	0	6
その他公立公民館	1	0	0	0	1	0	0	1	3
自治公民館	0	0	0	0	0	1	0	0	1
市外の施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会員の自宅等	3	1	0	1	0	0	0	1	6
その他	1	1	0	0	0	0	1	0	3
計	11	4	3	1	3	1	1	2	26

貴団体は、昨年1年間で、成果発表大会や展示会等をどの程度実施しましたか。（1つに○印）

	文化団体								
	音楽 (n=11)	美術 (n=4)	舞踊 (n=3)	伝統芸能 (n=1)	伝統文化 (n=3)	文学 (n=1)	歴史・民俗等研究 (n=1)	その他 (n=2)	計 (n=26)
年に1回	5	1	1	0	0	0	1	0	8
年2～3回	5	2	1	0	3	0	0	1	12
2か月に1回	0	0	1	0	0	0	0	1	2
月に1～2回	0	0	0	0	0	1	0	0	1
週1回以上	1	0	0	0	0	0	0	0	1
実施していない	0	1	0	1	0	0	0	0	2
計	11	4	3	1	3	1	1	2	26

貴団体は、後継者育成を目的とした活動を行っていますか。（複数回答可）

	文化団体								
	音楽 (n=11)	美術 (n=4)	舞踊 (n=3)	伝統芸能 (n=1)	伝統文化 (n=3)	文学 (n=1)	歴史・民俗等研 究(n=1)	その他 (n=2)	計 (n=26)
団体内の若手による発表会	27.3%	25.0%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%
若い世代が多く参加する行事での発表	18.2%	25.0%	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	26.9%
学校での出張授業	18.2%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%
若い世代を対象とした体験会等の実施	9.1%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%
若い世代を対象とした情報発信	18.2%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%
その他	45.5%	50.0%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	38.5%
行っていない	45.5%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	34.6%

貴団体が活動するうえで困っていることは何ですか。（複数回答可）

	文化団体								
	音楽 (n=11)	美術 (n=4)	舞踊 (n=3)	伝統芸能 (n=1)	伝統文化 (n=3)	文学 (n=1)	歴史・民俗等研 究(n=1)	その他 (n=2)	計 (n=26)
新規加入者が少ない	72.7%	75.0%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	73.1%
市内に活動する場所がない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市内に発表・展示する場所が少ない	9.1%	25.0%	66.7%	0.0%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	23.1%
市内の公立施設の予約が不便	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	3.8%
活動のための資金が不足している	36.4%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	100.0%	0.0%	0.0%	26.9%
活動を指導する人材が不足している	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	19.2%
活動をPR・周知する場や機会がない	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%
同じ活動をする人との交流の機会が少ない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特に困っていることはない	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%
回答なし	9.1%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	11.5%
その他	18.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	11.5%

貴団体は、今後、どのような活動に取り組んでみたいですか。（複数回答可）

	文化団体								
	音楽 (n=11)	美術 (n=4)	舞踊 (n=3)	伝統芸能 (n=1)	伝統文化 (n=3)	文学 (n=1)	歴史・民俗等研 究(n=1)	その他 (n=2)	計 (n=26)
子どもたちへの文化芸術 の普及・教育	54.5%	25.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	57.7%
文化芸術を活用した地 域の活性化	54.5%	0.0%	100.0%	0.0%	33.3%	100.0%	100.0%	50.0%	50.0%
若手芸術家・文化人の 確保・育成	36.4%	25.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	26.9%
公演・展覧会などの発 表の機会の充実	45.5%	50.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	42.3%
他の文化芸術との交流 による文化芸術の創	9.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%
文化芸術や祭りなどの 継承・保存	9.1%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	19.2%
文化芸術に関わる情報 の提供	18.2%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	15.4%
回答なし	9.1%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	11.5%
その他	0.0%	25.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	15.4%

（６）有識者ヒアリング概要

- ・衣食住はその地域の文化そのものであり、その全てを体感できるところが宿泊施設（ホテル、旅館、民宿等）という思いで事業を行っている。
- ・例えば養蚕を営んできた古民家を宿泊施設にするならば、養蚕を営んでいた頃に使っていた道具などをアートとして設えたり、地域のお花を生け花にして飾ったり、地元の食材を使った料理を提供する等、施設の中でその地域の文化や歴史を体感できるような仕掛けが必要。
- ・地域内にある観光資源についてそれぞれが持つストーリーを紹介するようなマップ等も必要で、それらのストーリーを辿りながら、地域内を巡ってもらえるようにすることも大事である（移動手段を用意することも必要）。
- ・文化と観光を結び付けるためには、宿泊施設を入口として地域を出口とする考え方が必要ではないか（宿泊施設がマスコミや SNS 等で話題となることで関心を持ってもらい、宿泊に来た方に地域内の様々なものを体験してもらう）。
- ・地元の方々の文化芸術の作品制作も大事であり、一方で、外部の芸術家に地域へと来てもらい、インスピレーションを得て作品を制作してもらうのも面白い。そのような作品を宿泊施設に展示することで、地域の魅力がより伝わりやすくなることもあると思う。
- ・美々津重要伝統的建造物群保存地区は、古い町並みや道具も残っていると思われ、文化を体感できる地域だと思う。宿泊環境が充実すれば、市内だけでなく県北方面への観光客の拠点となるではないか。

（7）文化芸術基本法

（平成十三年法律第百四十八号） 改正 平成二十九年六月二十三日

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

（前文）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、

基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、

1・計画策定にあたって
2・現状と課題
3・計画の体系
4・重点プロジェクト等
5・資料編

国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
 （日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化

芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二三日法律第七十三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（８）障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

（平成三十年六月十三日法律第四十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、

国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の創造の機会の拡大）

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整

備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（権利保護の推進）

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動を通じた交流の促進）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（相談体制の整備等）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集等）

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（関係者の連携協力）

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国

及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

第4次日向市文化振興計画

発行 令和7（2025）年3月 日向市
編集 日向市教育委員会 スポーツ・文化振興課
〒883-8555 日向市本町 10 番 5 号